Ⅱ．当日準備していただく書類

１．入院基本料の施設基準に関する書類一式
２．入院時食事療養の施設基準に関する書類一式
３．基本診療料及び特掲診療料の施設基準等の届出要件に記載された関係書類一式
４．調査日現在有効な施設基準の届出書（控）一式
５．保険外併用療養費及び保険外負担に関する書類一式
６．その他一般的事項に関する書類一式
７．研修要件のある施設基準に係る研修の修了証の写し
８．入院案内（入院のしおり）

※ 当日準備していただく書類のうち、調査で確認する際に特に必要な書類は次のとおりですので、遺漏のないようご準備ください。

※ なお、調査当日、当該書類以外の書類をお願いすることもありますので、ご承知おきください。

※ また、準備が困難な書類がある場合は、あらかじめご相談ください。

○ 電子的診療情報連携体制整備加算

(1) マイナ保険証の利用率が確認できる資料
(2) 電子カルテが要件を満たしていることがわかる書類（加算１及び２）
(3) 診療情報等を活用又は共有・閲覧できる体制を有していることがわかる資料（加算１及び２）

○ 看護師等遠隔診療補助加算

情報通信機器を用いた診療に係る研修を修了した医師の研修修了証の写し

○ 入院基本料等（共通）

(1) 入院基本料等の施設基準に係る届出書添付書類（様式９）の平均入院患者数の算出の根拠となる書類（直近１年分）
(2) 入院基本料等の施設基準に係る届出書添付書類（様式９）の平均在院日数の算出の根拠となる書類（別途、治療室、病棟単位で平均在院日数が規定されているものを含む）（直近３か月分）
(3) 治療室を含む全ての病棟管理日誌（提出した様式９又は勤務表と同一期間に係るもの）
(4) 看護記録（患者個人の経過記録、看護計画）（作成例３例）
(5) 家族の付添いについて医師の許可が確認できる書類（付添許可証等）（作成例３例）
(6) 看護補助者の業務範囲を定めた院内規程
※　主として事務的業務を行う看護補助者を配置している場合は、看護補助者が行う事務的業務の内容が定められている院内規程を含む。
(7) 入院診療計画書（作成例３例）
(8) 院内感染防止対策委員会の設置要綱
(9) 院内感染防止対策委員会の議事録（本年度分及び前年度分）
(10) 感染情報レポート（直近３か月分）

(11) 安全管理のための指針

(12) 医療安全管理委員会の設置要綱

(13) 医療安全管理委員会の議事録（本年度分及び前年度分）

(14) 医療安全に関する職員研修の計画（本年度分及び前年度分）及び実施状況が確認できる書類（本年度分及び前年度分）

(15) 褥瘡対策に係る専任の医師及び専任の看護職員の名簿及び褥瘡対策チームの設置が分かる書類（設置要綱等）

(16) 褥瘡対策に関する診療計画書（作成例３例）

(17) 栄養管理手順書

(18) 栄養管理計画書（作成例３例）

(19) 意思決定支援に関する指針

(20) 身体的拘束に関する態様及び実施時間等が確認できる書類（直近１か月分）

(21) 身体的拘束最小化対策に係る専任の医師、看護職員の名簿と、身体的拘束最小化チームの設置が分かる書類（設置要綱等）

(22) 身体的拘束を最小化するための指針

(23) 身体的拘束の最小化に関する研修の実施状況が確認できる書類（本年度分及び前年度分）

○ 一般病棟入院基本料、結核病棟入院基本料、特定機能病院入院基本料（一般病棟に限る。）、専門病院入院基本料

【急性期病院Ａ一般入院料、急性期一般入院料１、７対１入院基本料（特定機能病院入院基本料及び障害者施設等入院基本料を除く。）の場合】

急性期病院Ａ一般入院料、急性期一般入院料１、７対１入院基本料における常勤の医師の員数に係る届出書添付書類（様式10の２）の算出の根拠となる書類

【急性期病院Ａ一般入院料、急性期一般入院料１、７対１入院基本料（特定機能病院入院基本料（一般病棟に限る。）及び専門病院入院基本料）の場合】

急性期病院一般入院基本料、急性期一般入院料１及び７対１入院基本料における自宅等に退院するものの割合に係る届出書添付書類（様式10の５）の算出の根拠となる書類（直近６か月分）

【急性期病院一般入院基本料、急性期一般入院基本料及び７対１入院基本料（結核病棟入院基本料、特定機能病院入院基本料及び専門病院入院基本料）、10 対１入院基本料（特定機能病院入院基本料及び専門病院入院基本料）、地域一般入院基本料（地域一般入院料１に限る。）及び13 対１入院基本料（専門病院入院基本料に限る。）の場合】

重症度、医療・看護必要度に係る届出書添付書類（様式10）の算出の根拠となる書類（直近３か月分）

【入院栄養管理体制加算（特定機能病院入院基本料に限る。）を届け出ている場合 】

当該届出に係る専従の常勤管理栄養士が病棟に配置されていることがわかる書類。（直近１か月分）

○ 一般病棟入院基本料、精神病棟入院基本料

【急性期病院一般入院基本料、急性期病院精神病棟入院基本料の場合】

急性期病院一般入院基本料、急性期病院精神病棟入院基本料の施設基準に係る届出書添付書類（様式６の３）の算出の根拠となる書類（前年度１年分）

○ 療養病棟入院基本料

(1) 入院患者のうち「基本診療料の施設基準等」の「医療区分３の患者」と「医療区分２の患者」との合計の割合、又は各病棟の入院患者のうち「基本診療料の施設基準等」の「医療区分１の患者」の割合が確認できる書類（直近３か月分）

(2)　中心静脈注射用カテーテルに係る院内感染対策のための指針

【在宅復帰機能強化加算を届け出ている場合】

(1)　当該病棟から退院した患者に占める在宅に退院した患者の割合の算出根拠となる書類（直近６か月分）

(2)　貴病院又は別の保険医療機関の病棟若しくは病室から当該病棟に入院し、在宅に退院した１年間の患者数を、当該病棟の１年間の１日平均入院患者数で除した数が確認できる書類（直近１年分）

【夜間看護加算を届け出ている場合】

看護補助業務に必要な基礎的な知識・技術を習得するための院内研修の実施状況（院内研修の実施日、研修内容、参加者名簿等）について具体的な内容が確認できる書類（直近１年分）

【看護補助・患者ケア体制充実加算を届け出ている場合】

(1)　看護補助者が行う業務内容ごとに業務範囲、実施手順、留意事項等を定めた業務マニュアル及び当該マニュアルを用いた院内研修の実施が確認できる書類

(2)　当該病棟の看護師長等の研修修了証

(3)　当該病棟の全ての看護職員に対する院内研修の実施が確認できる書類

○ 精神病棟入院基本料及び特定機能病院入院基本料（精神病棟に限る。）

【７対１入院基本料及び10対１入院基本料】

新規入院患者のうちＧＡＦ尺度による判定が30以下の患者が占める割合の算出根拠となる書類（直近３か月分）

【13対１入院基本料】

新規入院患者のうちＧＡＦ尺度による判定が30以下の患者又は精神科身体合併症管理加算の対象となる患者が占める割合の算出根拠となる書類（直近３か月分）

【精神保健福祉士配置加算を届け出ている場合】

(1)　病棟及び退院支援部署に配置している精神保健福祉士の出勤簿（直近１か月分）

(2)　１年前から起算して過去６月間の当該病棟への延べ入院患者数（措置入院、鑑定入院及び医療観察法入院で入院となった患者を除く）のうち、入院日から起算して１年以内に退院し、自宅等へ移行した患者数が占める割合の算出根拠となる書類

○ 専門病院入院基本料

【悪性腫瘍に係る専門病院の場合】

(1)　一般病棟に勤務する常勤の医師の員数が確認できる書類

(2)　一般病棟の入院患者のうち悪性腫瘍患者の割合の算出根拠となる書類（直近１か月分）

(3)　外来患者のうち紹介患者の割合の算出根拠となる書類（直近１か月分）

【循環器疾患に係る専門病院の場合】

(1)　一般病棟に勤務する常勤の医師の員数が確認できる書類

(2)　一般病棟の入院患者のうち循環器疾患患者の割合の算出根拠となる書類（直近１か月分）

(3)　外来患者のうち紹介患者の割合の算出根拠となる書類（直近１か月分）

○ 障害者施設等入院基本料

【医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関以外の場合】

障害者施設等入院基本料の施設基準に係る届出書添付書類（様式19）の算出の根拠となる書類（直近１か月分）

【７対１入院基本料の場合】

入院患者のうち、超重症の状態の患者と準超重症の状態の患者の割合の算出根拠となる書類（直近１か月分）

【看護補助加算を届け出ている場合】

看護補助業務に必要な基礎的な知識・技術を習得するための院内研修の実施状況（院内研修の実施日、研修内容、参加者名簿等）について具体的な内容が確認できる書類（直近１年分）

【看護補助・患者ケア体制充実加算を届け出ている場合】

(1) 看護補助業務に必要な基礎的な知識・技術を習得するための院内研修の実施状況（院内研修の実施日、研修内容、参加者名簿等）について具体的な内容が確認できる書類（直近１年分）

(2) 看護補助者が行う業務内容ごとに業務範囲、実施手順、留意事項等を定めた業務マニュアル及び当該マニュアルを用いた院内研修の実施が確認できる書類

(3) 当該病棟の看護師長等の研修修了証

(4) 当該病棟の全ての看護職員に対する院内研修の実施が確認できる書類

【夜間看護体制加算を届け出ている場合】

夜間における看護業務の負担の軽減に資する業務管理等の体制が確認できる書類

○ 急性期総合体制加算１、２、３、４

(1) 外来縮小体制が確認できる書類（前年度1年分）

(2) 画像診断及び検査を24時間実施できる体制が確認できる書類

(3) 薬剤師が調剤を24 時間実施できる体制が確認できる書類

(4) 重症度、医療・看護必要度の基準を満たす患者の割合の算出根拠となる書類（直近３か月分）

(5) 当該届出に係る手術等の実績等が確認できる書類（前年度1年分）

(6) 院内迅速対応チームが24時間対応可能であることが確認できる書類

(7) 院内迅速対応チームの構成員が確認できる書類及び当該チームの構成員である医師、看護師の研修修了証

(8) 院内迅速対応チームの対応状況等について、院内周知を行ったことが確認できる書類及び年２回程度の院内講習の開催が確認できる書類

(9) 院内迅速対応チームの対応状況等必要な実績が確認できる書類

○ 急性期総合体制加算５

(1) 外来縮小体制が確認できる書類（前年度1年分）

(2) 画像診断及び検査を24時間実施できる体制が確認できる書類

(3) 薬剤師が調剤を24 時間実施できる体制が確認できる書類

(4) 重症度、医療・看護必要度の基準を満たす患者の割合の算出根拠となる書類（直近３か月分）

(5) 当該届出に係る手術等の実績等が確認できる書類（前年度1年分）

○ 包括期充実体制加算

在宅医療や介護保険施設等の後方支援に係る実績が確認できる書類（前年度１年分）

○ 診療録管理体制加算１

(1) 診療録管理部門又は診療記録管理委員会の設置が確認できる書類（設置要綱、議事録等）

(2) 診療記録の保管・管理のための院内規程

(3) 退院患者数が確認できる書類（直近１年分）

(4) 常勤診療記録管理者の出勤簿（直近１か月分）

(5) 入院患者についての疾病分類が確認できる書類（直近１か月分）

(6) 退院時要約の作成状況が確認できる書類及び退院日の翌日から起算して14日以内に退院時要約が作成され、中央病歴管理室に提出された者の割合が確認できる書類

(7) 患者に対する診療情報の提供を行った場合にはその実績が確認できる書類（直近６か月分）
※　直近６か月の間に実績がない場合には患者に対する診療情報の提供に係る流れが分かる書類（院内規程等）

〇 診療録管理体制加算２

(1) 診療録管理部門又は診療記録管理委員会の設置が確認できる書類（設置要綱、議事録等）

(2) 診療記録の保管・管理のための院内規程

(3) 患者に対する診療情報の提供を行った場合にはその実績が確認できる書類（直近６か月分）
※　直近６か月の間に実績がない場合には患者に対する診療情報の提供に係る流れが分かる書類（院内規程等）

〇 医師事務作業補助体制加算１

(1) 医師事務作業補助者の出勤簿（直近１か月分）

(2) 医師事務作業補助者について、新たに配置してから６か月以内に行う研修の実施状況が確認できる書類

(3) 医師事務作業補助者の業務範囲に係る院内規程

(4) 診療記録の記載（診療録並びに手術記録、看護記録等）、個人情報の保護、電子カルテシステム（オーダリングシステムを含む。）に係る院内規程

(5) ３年以上の経験を有する医師事務作業補助者が、５割以上配置されていることが確認できる書類

【年間の緊急入院患者数により届け出ている場合】

年間の緊急入院患者数が分かる書類（直近１年分）

【全身麻酔による手術件数により届け出ている場合】

全身麻酔による手術件数が分かる書類（直近１年分）

〇 医師事務作業補助体制加算２

(1) 医師事務作業補助者の出勤簿（直近１か月分）

(2) 医師事務作業補助者について、新たに配置してから６か月以内に行う研修の実施状況が確認できる書類

(3) 医師事務作業補助者の業務範囲に係る院内規程

(4) 診療記録の記載（診療録並びに手術記録、看護記録等）、個人情報の保護、電子カルテシステム（オーダリングシステムを含む。）に係る院内規程

【年間の緊急入院患者数により届け出ている場合】

年間の緊急入院患者数が分かる書類（直近１年分）

【全身麻酔による手術件数により届け出ている場合】

全身麻酔による手術件数が分かる書類（直近１年分）

〇 急性期看護補助体制加算

看護補助業務に必要な基礎的な知識・技術を習得するための院内研修の実施状況（院内研修の実施日、研修内容、参加者名簿等）について具体的な内容が確認できる書類（直近１年分）

【年間の緊急入院患者数により届け出ている場合】

年間の緊急入院患者数が分かる書類（直近１年分）

【夜間看護体制加算を届け出ている場合】

夜間における看護業務の負担の軽減に資する業務管理等の体制が確認できる書類

【看護補助体制充実加算を届け出ている場合】

(1) 看護補助者が行う業務内容ごとに業務範囲、実施手順、留意事項等について示した業務マニュアル及び当該マニュアルを用いた院内研修の実施が確認できる書類

(2) 当該病棟の看護師長等の研修修了証

(3) 当該病棟の全ての看護職員に対する院内研修の実施が確認できる書類

○ 看護職員夜間配置加算

【年間の緊急入院患者数により届け出ている場合】

年間の緊急入院患者数が確認できる書類（直近１年分）

【12対１配置加算１、16対１配置加算１の場合】

夜間における看護業務の負担の軽減に資する業務管理等の体制が確認できる書類

○ 電子的診療情報連携体制整備加算

(1) マイナ保険証の利用率が確認できる資料

(2) 情報セキュリティに関する研修の開催が確認できる書類

○ 特殊疾患入院施設管理加算

当該病棟における入院患者数の実績が確認できる書類（直近１か月分）

○ 看護補助加算

看護補助業務に必要な基礎的な知識・技術を習得するための院内研修の実施状況（院内研修の実施日、研修内容、参加者名簿等）について具体的な内容が確認できる書類（直近１年分）

【看護補助加算１の場合（地域一般入院基本料（地域一般入院料１及び２に限る。）及び13対１入院基本料に限る。）】

重症度、医療・看護必要度に係る届出書添付書類（様式10）の算出の根拠となる書類（直近３か月分）

【夜間看護体制加算を届け出ている場合】

夜間における看護業務の負担の軽減に資する業務管理等の体制が確認できる書類

【看護補助体制充実加算を届け出ている場合】

(1) 看護補助者が行う業務内容ごとに業務範囲、実施手順、留意事項等について示した業務マニュアル及び当該マニュアルを用いた院内研修の実施が確認できる書類

(2) 当該病棟の看護師長等の研修修了証

(3) 当該病棟の全ての看護職員に対する院内研修の実施が確認できる書類

○ 看護・多職種協働加算

(1) 重症度、医療・看護必要度に係る届出書添付書類（様式10）の算出の根拠となる書類（直近３か月分）

(2) 自宅等に退院するものの割合に係る届出書添付書類（様式10の５）の算出の根拠となる書類（直近６か月分）

○ 療養環境加算

保健所による立入検査の際に作成した、医師及び看護要員の現員数が確認できる書類（直近分）

○ 重症者等療養環境特別加算

重症者等療養環境特別加算の施設基準に係る届出書添付書類（様式23の根拠となる書類、様式23の２の根拠となる書類）

○ 産科管理加算１

(1) 助産師の配置状況が確認できる書類（直近１か月分）
(2) 助産師の出勤簿（直近１か月分）
(3) 助産師に係る地域連携の経験年数が確認できる書類
(4) 助産師に係る医療関係団体等から認証されたことが確認できる書類
(5) 助産師外来を含む妊婦健康診査や妊娠期の保健指導が実施されていることが確認できる書類

○ 療養病棟療養環境加算１又は２

保健所による立入検査の際に作成した、医師及び看護要員の現員数が確認できる書類（直近分）

○ 療養病棟療養環境改善加算１又は２

保健所による立入検査の際に作成した、医師及び看護要員の現員数が確認できる書類（直近分）

○ 緩和ケア診療加算

(1) 緩和ケアに係るチームを構成する者の出勤簿（薬剤師は除く。）（直近１か月分）
(2) 緩和ケアに係るチームを構成する者の施設基準の要件にある経験年数の確認できる書類及び研修要件のある者の研修修了証
(3) １日にチームが診察する患者数が分かる書類（チームの構成員がいずれも専任の場合）
(4) 症状緩和に係るカンファレンスの記録（直近１か月分）

○ 小児緩和ケア診療加算

(1) 小児緩和ケアチームを構成する者の出勤簿（直近１か月分）
(2) 小児緩和チームを構成する者の経験年数が分かる書類
(3) １日にチームが診察した患者数が確認できる書類（チームの構成員がいずれも専任である場合。）
(4) 専任の常勤医師の経験が分かる書類
(5) 専任の常勤医師の緩和ケアに係る診療の研修修了証
(6) 専任の常勤看護師の経験が分かる書類及び研修修了証
(7) 専任薬剤師の経験が分かる書類
(8) 症状緩和に係るカンファレンスの記録（直近１か月分）

○ 精神科応急入院施設管理加算

(1) 精神保健指定医及び看護師等の応急入院患者等に対する診療応需体制を確認できる書類（当番表等）（直近１か月分）
(2) 応急入院患者等のための病床として、あらかじめ定められた日に１床以上確保していることを確認できる書類（直近１か月分）

○ 精神科地域移行実施加算

(1) 地域移行推進室に常勤の精神保健福祉士の出勤簿（直近１か月分）

(2) 当該病院おける入院期間が５年を超える入院患者数のうち、退院した患者の数が１年間で５％以上の退院患者の実績がわかる書類（直近１年分）

○ リハビリテーション・栄養・口腔連携体制加算１及び２

(1) 従事者の出勤簿（直近１か月分）

(2) 従事者ごとのリハビリの実施が確認できる書類（直近１か月分）

(3) 専任の常勤の管理栄養士の出勤簿（直近１か月分）

(4) 常勤医師の出勤簿（直近１か月分）

(5) リハビリテーション、栄養管理、口腔管理に係る研修の修了証

(6) プロセスアウトカム評価の結果が確認できる書類（直近１年分）

(7) ＢＩの測定に関する研修会の開催がわかる書類

○ 栄養サポートチーム加算

(1) 栄養サポートチームを構成する者の出勤簿（直近１か月分）

(2) １日にチームが診察する患者数が分かる書類（チームの構成員がいずれも専任の場合）

(3) 研修要件がある者の栄養管理に係る所定の研修の研修修了証

(4) 栄養治療実施計画（作成例３例）及び栄養治療実施報告書（作成例３例）

○ 口腔管理連携加算

連携歯科医療機関から歯科訪問診療を受けた実績及び歯科医療機関連携加算１の算定実績が確認できる書類（前年度１年分）

○ 医療安全対策加算１又は２

(1) 医療安全管理者の出勤簿（直近１か月分）

(2) 医療安全管理者の研修修了証

(3) 医療安全管理部門の設置及び組織上の位置付けが確認できる書類（医療安全管理部門が明記されている組織図又は当該部門の設置要綱等）

(4) 医療安全管理部門の業務指針

(5) 医療安全管理者が、定期的に院内を巡回し各部門における医療安全対策の実施状況を把握・分析していることが確認できる書類（直近１か月分）

(6) 医療安全確保のための業務改善計画書（直近１年分）及び医療安全対策の実施状況、評価結果が確認できる書類（直近１年分）

(7) 医療安全管理部門の具体的な業務内容（医療安全管理対策委員会との連携状況、院内研修の実績、患者等の相談件数及び相談内容、相談後の取扱い、医療安全管理者の活動実績等）が確認できる書類（直近１年分）

(8) 医療安全対策に係る取組の評価等を行うカンファレンスの記録（直近１か月分）

【医療安全対策地域連携加算１を届け出ている場合】

(1) 医療安全対策加算１に関して連携しているいずれかの保険医療機関に赴いて医療安全対策に関する評価を行ったことが確認できる書類（直近１年分）

(2) 医療安全対策加算１に関して連携している医療安全対策加算１に係る届出を行っている保険医療機関より評価を受けたことが確認できる書類（直近１年分）

【医療安全対策地域連携加算２を届け出ている場合】

医療安全対策加算２に関して連携している医療安全対策加算１に係る届出を行っている保険医療機関より評価を受けたことが確認できる書類（直近１年分）

○ 感染対策向上加算１

(1) 感染防止対策部門の設置及び組織上の位置付けが確認できる書類（感染防止対策部門が明記されている組織図又は当該部門の設置要綱等）

(2) 感染制御チームを構成する者の出勤簿（直近１か月分）

(3) 感染制御チームを構成する者の施設基準の要件にある経験年数の確認できる書類及び看護師の研修修了証

(4) 感染防止対策部門の業務指針及び院内感染管理者又は感染制御チームの具体的な業務内容が明記された書類

(5) 標準予防策等の内容を盛り込んだ手順書（マニュアル）

(6) 感染制御チームによる職員を対象とした院内感染対策に関する研修の実施状況が確認できる書類（本年度分及び前年度分）

(7) 感染対策向上加算２に係る届出を行った保険医療機関と合同で行った院内感染対策に関するカンファレンスの記録（本年度分及び前年度分）

(8) 特定抗菌薬の適正使用に係る届出書又は申請書

(9) 感染制御チームが、定期的に院内を巡回し、院内感染事例の把握を行うとともに、院内感染防止対策の実施状況の把握・指導を行っていることが確認できる書類（直近２か月分）

(10) サーベイランス事業の参加状況が確認できる書類

(11) 抗菌薬の適正な使用を目的とした院内研修の実施状況が確認できる書類

【指導強化加算を届け出ている場合】

連携先の保険医療機関に赴き院内感染対策に関する助言を行ったことがわかる書類（直近１年分）

【抗菌薬適正使用体制加算を届け出ている場合】

Access抗菌薬に分類されるものの使用比率がわかる書類（直近６か月分）

○ 感染対策向上加算２

(1) 感染防止対策部門の設置及び組織上の位置付けが確認できる書類（感染防止対策部門が明記されている組織図又は当該部門の設置要綱等）

(2) 感染制御チームを構成する者の出勤簿（直近１か月分）

(3) 感染制御チームを構成する者の施設基準の要件にある経験年数の確認できる書類

(4) 感染防止対策部門の業務指針及び院内感染管理者又は感染制御チームの具体的な業務内容が明記された書類

(5) 標準予防策等の内容を盛り込んだ手順書（マニュアル）

(6) 感染制御チームによる職員を対象とした院内感染対策に関する研修の実施状況が確認できる書類（本年度分及び前年度分）

(7) 感染対策向上加算１に係る届出を行った保険医療機関と合同で行った院内感染対策に関するカンファレンスの記録（本年度分及び前年度分）

(8) 特定抗菌薬の適正使用に係る届出書又は申請書

(9) 感染制御チームが、定期的に院内を巡回し、院内感染事例の把握を行うとともに、院内感染防止対策の実施状況の把握・指導を行っていることが確認できる書類（直近２か月分）

【連携強化加算を届け出ている場合】

連携先の保険医療機関に対し感染症の発生状況等について報告を行っていることがわかる書類（直近１年分）

【サーベイランス強化加算を届け出ている場合】

地域や全国のサーベイランスに参加していることが確認できる書類

【抗菌薬適正使用体制加算を届け出ている場合】

Access抗菌薬に分類されるものの使用比率がわかる書類（直近６か月分）

○ 感染対策向上加算３

(1) 感染防止対策部門の設置及び組織上の位置付けが確認できる書類（感染防止対策部門が明記されている組織図又は当該部門の設置要綱等）

(2) 感染制御チームを構成する者の出勤簿（直近１か月分）

(3) 感染防止対策部門の業務指針及び院内感染管理者又は感染制御チームの具体的な業務内容が明記された書類

(4) 標準予防策等の内容を盛り込んだ手順書（マニュアル）

(5) 感染制御チームによる職員を対象とした院内感染対策に関する研修の実施状況が確認できる書類（本年度分及び前年度分）

(6) 感染対策向上加算１に係る届出を行った保険医療機関と合同で行った院内感染対策に関するカンファレンスの記録（本年度分及び前年度分）

(7) 感染対策向上加算１に係る届出を行った医療機関又は地域の医師会から受けた助言が確認できる資料

(8) 感染制御チームが、定期的に院内を巡回し、院内感染事例の把握を行うとともに、院内感染防止対策の実施状況の把握・指導を行っていることが確認できる書類（直近２か月分）

【連携強化加算を届け出ている場合】

連携先の保険医療機関に対し感染症の発生状況等について報告を行っていることがわかる書類（直近１年分）

【サーベイランス強化加算を届け出ている場合】

地域や全国のサーベイランスに参加していることが確認できる書類

【抗菌薬適正使用体制加算を届け出ている場合】

Access抗菌薬に分類されるものの使用比率がわかる書類（直近６か月分）

○ 患者サポート体制充実加算

(1) 相談窓口の職員の配置状況が確認できる書類（直近１か月分）

(2) 各部門の患者支援体制に係る担当者がわかる書類

(3) 患者支援に係る取組の評価等を行うカンファレンスの記録（直近１か月分）

(4) 各部門の患者等から相談を受けた場合の対応体制及び報告体制のマニュアル

(5) 相談窓口及び各部門で対応した患者等の相談件数及び相談内容、相談後の取扱い、その他の患者支援に関する実績の記録（直近１年分）

(6) 入院患者に対し、入院時に当該相談窓口を説明するための文書

○ 重症患者初期支援充実加算

(1) 医師、看護師、薬剤師、社会福祉士、公認心理師又はその他医療有資格者以外の入院時重症患者対応メディエーターの研修修了証又は研修の受講が確認できる書類

(2) 該当患者及びその家族等に対する支援に係る取組の評価等を行うカンファレンスの記録

(3) 該当患者及びその家族等に対する対応体制及び報告体制のマニュアル

(4) 該当患者及びその家族等に対する支援の内容その他必要な実績の記録（直近１年分）

○ 報告書管理体制加算

(1) 当該届出に係る常勤の医療有資格者の出勤簿（直近１か月）及び必要な研修の受講状況が確認できる書類

(2) 報告書確認対策チームの構成員の出勤簿（直近１か月）

(3) 報告書管理のための業務改善計画書

(4) 報告書管理を目的とした院内研修の実施状況が確認できる書類

(5) 報告書管理の評価に係るカンファレンスの記録

〇 身体的拘束最小化推進体制加算

(1) 身体的拘束の最小化の取組に係る周知が確認できる書類

(2) 身体的拘束最小化に関する講習の開催が確認できる書類

(3) 身体的拘束に使用する用具及び当該用具が使用されている状況が一元的に管理されていることが確認できる書類

(4) 身体的拘束の最小化に向けた具体的な取組を検討するための委員会の開催がわかる書類

(5) 身体的拘束最小化チームが定期的に病棟を巡回していることがわかる書類（直近１か月分）

(6) 体的拘束の解除や代替策の導入に向けた具体的な検討が行われていることがわかる書類（直近１か月分）

(7) 身体的拘束を実施した日数の割合の根拠が確認できる書類（直近３か月分）

〇 褥瘡ハイリスク患者ケア加算

(1) 専従の褥瘡管理者の出勤簿（直近１か月分）

(2) 専従者の研修修了証

(3) 褥瘡リスクアセスメント票・褥瘡予防治療計画書（作成例３例）

(4) 褥瘡ケアの実施状況及び評価結果の記録（作成例３例）

(5) 褥瘡リスクアセスメント実施件数、褥瘡ハイリスク患者特定数、褥瘡予防治療計画件数及び褥瘡ハイリスク患者ケア実施件数の記録（直近１年分）

(6) 褥瘡対策に係るカンファレンスの記録（直近１か月分）

(7) 総合的な褥瘡管理対策に係る体制確保のための職員研修の実施状況が確認できる書類（直近１年分）

〇 ハイリスク分娩管理加算

(1) 専ら産婦人科又は産科に従事する医師及び助産師の出勤簿（直近１か月分）

(2) 分娩件数が確認できる書類（前年１月～12月分）

【地域連携分娩管理加算を届け出ている場合】

(1) 当該届出に係る常勤の助産師の出勤簿（直近１か月分）

(2) 専門の知識を有することを医療関係団体等から認証された助産師であることが確認できる書類

〇 呼吸ケアチーム加算

(1) 呼吸ケアチームを構成する者の出勤簿（直近１か月）及び施設基準の要件にある経験年数の確認できる書類

(2) 呼吸ケアに係る適切な研修を修了した看護師の研修修了証

(3) 診療計画書（実施例３例）

(4) 呼吸ケアチームが診療を行った患者数や診療の回数、当該患者のうち人工呼吸器離脱に至った患者数、患者の１人当たりの平均人工呼吸器装着日数を記録していることが確認できる書類（直近１か月分）

○ 術後疼痛管理チーム加算

(1) 術後疼痛管理チームの構成員である麻酔に従事する医師の出勤簿（直近１か月）

(2) 術後疼痛管理チームの構成員である専任の看護師、薬剤師が所定の研修を修了したことが確認できる書類

(3) 術後疼痛管理チームの構成員である専任の看護師の手術室又は周術期管理センター等の勤務経験が確認できる書類

(4) 術後疼痛管理チームの構成員である専任の薬剤師の勤務経験及び周術期関連の勤務経験が確認できる書類

○ 地域支援・後発医薬品供給対応使用体制加算１、２又は３

後発医薬品使用体制加算の施設基準に係る届出書添付書類（様式40の３）の根拠となる書類

○ バイオ後続品使用体制加算

バイオ後続品の規格単位数量の割合が分かる書類（直近１年分）

○ 病棟薬剤業務実施加算１

(1) 薬剤師の出勤簿（直近１か月分）

(2) 病棟ごとに専任の薬剤師が病棟薬剤業務を実施した時間が確認できる書類（病棟薬剤業務日誌等）（直近１か月分）

(3) 投薬及び注射の状況並びに副作用、ヒヤリハット、インシデント等の情報を医療従事者に周知するための文書（直近３か月分）

(4) 薬剤総合評価調整加算の算定回数が確認できる書類（直近３か月分）

(5) 退院時薬剤情報管理指導料の算定割合が確認できる書類（直近３か月分）

【薬剤業務向上加算を届け出ている場合】

免許取得直後の薬剤師を対象とした病棟業務等に係る総合的な研修を実施していることが確認できる書類（本年度及び前年度分）

○ 病棟薬剤業務実施加算２

(1) 薬剤師の出勤簿（直近１か月分）

(2) 病棟ごとに専任の薬剤師が病棟薬剤業務を実施した時間が確認できる書類（病棟薬剤業務日誌等）（直近１か月分）

(3) 投薬及び注射の状況並びに副作用、ヒヤリハット、インシデント等の情報を医療従事者に周知するための文書（直近３か月分）

【薬剤業務向上加算を届け出ている場合】

免許取得直後の薬剤師を対象とした病棟業務等に係る総合的な研修を実施していることが確認できる書類（本年度及び前年度分）

○ 病棟薬剤業務実施加算３

当該治療室専任の薬剤師が病棟薬剤業務を実施した時間が確認できる書類（病棟薬剤業務日誌等）（直近１か月分）

○ 入退院支援加算１

(1) 面会に関する規程

(2) 入退院支援部門に配置している看護師及び社会福祉士の出勤簿（直近１か月分）

(3) 当該加算の算定対象となる各病棟の専任の看護師又は社会福祉士を配置していることが確認できる書類

(4) 連携機関が確認できる書類

(5) 連携機関と面会し情報共有等を行った記録（本年度分及び前年度分）

(6) 過去１年間の介護支援等連携指導料の算定回数と過去１年間の相談支援専門員との連携回数（小児入院医療管理料を算定する患者に対する支援に限る。）、「イ　一般病棟入院基本料等の場合」の算定病床数、「ロ　地域包括医療病棟入院料、回復期リハビリテーション病棟入院料及び地域包括ケア病棟入院料の場合」の算定病床数及び「ハ　療養病棟入院基本料等の場合」の算定病床数（いずれも介護支援等連携指導料を算定できるものに限る。）が確認できる書類（直近１年分）

【地域連携診療計画加算を届け出ている場合】

(1) 地域連携診療計画書（作成例３例）

(2) 連携機関の職員と面会し、情報の共有、地域連携診療計画の評価と見直しを行ったことが確認できる書類（本年度分及び前年度分）

【総合機能評価加算を届け出ている場合】

(1) 常勤の医師若しくは歯科医師の出勤簿（直近１か月分）

(2) 総合的な機能評価に係る適切な研修を修了した医師若しくは歯科医師の研修修了証又は医師若しくは歯科医師の総合的な機能評価の経験が分かる書類

○ 入退院支援加算２

(1) 面会に関する規程

(2) 入退院支援部門に配置している看護師及び社会福祉士の出勤簿（直近１か月分）

【地域連携診療計画加算を届け出ている場合】

(1) 地域連携診療計画書（作成例３例）

(2) 連携機関の職員と面会し、情報の共有、地域連携診療計画の評価と見直しを行ったことが確認できる書類（本年度分及び前年度分）

【総合機能評価加算を届け出ている場合】

(1) 常勤の医師若しくは歯科医師の出勤簿（直近１か月分）

(2) 総合的な機能評価に係る適切な研修を修了した医師若しくは歯科医師の研修修了証又は医師若しくは歯科医師の総合的な機能評価の経験が分かる書類

○ 入退院支援加算３

(1) 面会に関する規程

(2) 入退院支援部門に配置している看護師及び社会福祉士の出勤簿（直近１か月分）

(3) 小児患者の在宅移行に係る適切な研修を修了した看護師の研修修了証

【地域連携診療計画加算を届け出ている場合】

(1) 地域連携診療計画書（作成例３例）

(2) 連携機関の職員と面会し、情報の共有、地域連携診療計画の評価と見直しを行ったことが確認できる書類（本年度分及び前年度分）

○ 精神科入退院支援加算

(1) 従事者の出勤簿（直近１か月分）

(2) 病棟ごとの専任の従事者の配置状況が確認できる書類（直近１か月分）

【当該施設基準の通知１（４）アにより届出をしている場合】

(1) 連携機関が確認できる書類

(2) 連携機関と面会し情報共有等を行った記録（本年度分及び前年度分）

【当該施設基準の通知１（４）イにより届出をしている場合】

地域移行支援を利用し退院した患者又は退院後の自立生活援助若しくは地域定着支援の利用に係る申請手続きを入院中に行った患者の数が確認できる書類

○ 認知症ケア加算１

(1) 認知症ケアチームを構成する者の出勤簿（直近１か月分）

(2) 認知症ケアチームの看護師について、認知症ケアチームの業務に従事している週の時間数が確認できる書類（直近１か月分）

(3) 専任の常勤医師の経験が分かる書類又は認知症治療に係る研修修了証

(4) 専任の常勤看護師の経験が分かる書類及び研修修了証

(5) 専任の常勤社会福祉士又は常勤の精神保健福祉士の経験が分かる書類

(6) 認知症患者のケアに係るカンファレンスの記録（直近１か月分）

(7) 認知症ケアチームが、各病棟を巡回し、病棟における認知症患者に対するケアの実施状況の把握や病棟職員への助言等を行っていることが確認できる書類（直近１か月分）

(8) 認知症ケアに関する手順書（マニュアル）

(9) 認知症ケアチームにより、認知症患者に関わる職員を対象として、認知症患者のケアに関する研修を定期的に実施していることが確認できる書類（直近１年分）

(10) 認知症患者に関わる病棟の看護師等が、認知症患者のアセスメントや看護方法等について、当該チームによる研修又は院外の研修を受講していることが確認できる書類（本年度分及び前年度分）

○ 認知症ケア加算２

(1) 専任の常勤医師又は専任の常勤看護師の出勤簿（直近１か月分）

(2) 専任の常勤医師又は専任の常勤看護師の経験が分かる書類若しくは認知症治療に係る適切な研修の研修修了証

(3) 認知症患者のアセスメント等の研修を受講した看護師の修了証又は当該研修を受講した看護師が行う認知症看護に係る院内研修を受講したことが確認できる書類

(4) 医師又は看護師が病棟における認知症患者に対するケアの実施状況を定期的に把握していることが確認できる書類

(5) 認知症ケアに関する手順書（マニュアル）

(6) 専任の常勤医師又は専任の常勤看護師を中心として、病棟の看護師等に対し、研修や事例検討会等を行ったことが確認できる書類（本年度分及び前年度分）

○ 認知症ケア加算３

(1) 認知症患者のアセスメント等の研修を受講した看護師の修了証又は当該研修を受講した看護師が行う認知症看護に係る院内研修を受講したことが確認できる書類

(2) 認知症ケアに関する手順書（マニュアル）

(3) 認知症患者のアセスメント等の研修を受けた看護師を中心として、病棟の看護師等に対し、研修や事例検討会等を行ったことが確認できる書類（本年度分及び前年度分）

○ 精神科急性期医師配置加算１

(1) 当該入院料を算定する各病棟に常勤の医師が配置されていることが確認できる書類（出勤簿等）（直近１か月分）

(2) ３月以内に退院し、自宅等へ移行した新規入院患者の割合確認できる書類（医療観察法入院患者及びクロザピンの新規導入を目的とした入院患者を除く。）

(3) 当該病棟において、クロザピンを新規に導入した実績が確認できる書類

(4) 精神疾患に係る時間外、休日又は深夜における外来診療（電話等再診を除く。）の年間件数及び年間入院件数が確認できる書類

(5) 当該病棟に常勤の精神保健指定医が２名以上配置されていることが確認できる書類

○ 精神科急性期医師配置加算２のイ

(1) 当該入院料を算定する各病棟に常勤の医師が配置されていることが確認できる書類（出勤簿等）（直近１か月分）

(2) 当該病棟の新規入院患者のうち、入院時に精神科身体合併症管理加算の対象となる患者の割合の算出根拠となる書類（直近３か月分）

(3) 精神科医が、救急用の自動車又は救急医療用ヘリコプターにより搬送された患者を当該保険医療機関到着後12時間以内に診察した数が確認できる書類（直近３か月分）

○ 精神科急性期医師配置加算２のロ

(1) 当該入院料を算定する各病棟に常勤の医師が配置されていることが確認できる書類（出勤簿等）（直近１か月分）

(2) ３月以内に退院し、自宅等へ移行した新規入院患者の割合確認できる書類（医療観察法入院患者及びクロザピンの新規導入を目的とした入院患者を除く。）

(3) 精神疾患に係る時間外、休日又は深夜における外来診療（電話等再診を除く。）の年間件数及び年間入院件数が確認できる書類

○ 精神科急性期医師配置加算３

(1) 当該入院料を算定する各病棟に常勤の医師が配置されていることが確認できる書類（出勤簿等）（直近１か月分）

(2) ３月以内に退院し、自宅等へ移行した新規入院患者の割合確認できる書類（医療観察法入院患者及びクロザピンの新規導入を目的とした入院患者を除く。）

(3) 当該病棟において、クロザピンを新規に導入した実績が確認できる書類

(4) 精神疾患に係る時間外、休日又は深夜における外来診療（電話等再診を除く。）の年間件数及び年間入院件数が分かる書類

○ 排尿自立支援加算

(1) 排尿ケアチームを構成する者の出勤簿（直近１か月分）

(2) 医師の勤務経験又は適切な研修の研修修了証

【他の保険医療機関を主たる勤務先とする泌尿器科の医師が対診等により参加している場合】

(3) 他の保険医療機関を主たる勤務先とする泌尿器科の医師が対診等により参加していることが確認できる書類

(4) 専任の常勤看護師の経験及び所定の研修の研修修了証

(5) 排尿ケアに関するマニュアル

(6) 排尿ケアに関する院内研修を実施していることが確認できる書類（直近１年分）

○ 地域医療体制確保加算１又は２

(1) 年間の救急自動車及び救急医療用ヘリコプターによる搬送受け入れ患者数が確認できる書類（前年度１年分）

(2) 総合周産期母子医療センター又は地域周産期母子医療センターであることが確認できる書類

(3) 多職種からなる役割分担推進のための委員会又は会議の設置が確認できる書類（議事録、設置要綱等）（本年度分及び前年度分）

(4) 医師労働時間短縮計画が確認できる書類（本年度分及び前年度分）

○ 医療提供機能連携確保加算

(1) 外来・在宅診療体制の確保に係る診療の実績が確認できる書類（直近１年分）

(2) 病状の急変等により緊急で入院が必要となったものの受入れ件数が確認できる書類（前年度１年分）

○ 協力対象施設入所者入院加算

(1) 平時から連携体制を構築している介護保険施設がわかる書類

(2) カンファレンスの記録（直近１か月分）

○ 精神科地域密着多機能体制加算１又は２

(1) 常勤の精神保健指定医の指定医証の写し及び出勤簿（直近１か月分）

(2) 常勤の精神保健指定医の診察等の業務状況が確認できる書類

(3) 時間外等における入院件数又は外来対応件数が確認できる書類（直近１年分）

(4) 療養生活継続支援加算の算定実績が確認できる書類（直近３か月分）

(5) 入院した日から起算して６月以内に退院し、自宅等へ移行している割合の根拠が確認できる書類

(6) 精神科訪問看護・指導料（Ⅰ）等の算定実績が確認できる書類（直近３か月分）

(7) 精神保健福祉士の出勤簿（直近１か月分）

(8) 作業療法士の出勤簿（直近１か月分）

(9) 公認心理師の出勤簿（直近１か月分）

(10) 通院・在宅精神療法等の算定患者の延べ診療月数を、当該保険医療機関の精神病床の許可病床数で除した数の根拠が確認できる書類（直近６か月分）

○ 精神科地域密着多機能体制加算３

(1) 常勤の精神保健指定医の指定医証の写し及び出勤簿（直近１か月分）

(2) 常勤の精神保健指定医の診察等の業務状況が確認できる書類

(3) 時間外等における入院件数又は外来対応件数が確認できる書類（直近１年分）

(4) 療養生活継続支援加算の算定実績が確認できる書類（直近３か月分）

(5) 精神病床における入院料算定患者数等の算出根拠が確認できる書類

(6) 精神保健福祉士の出勤簿（直近１か月分）

(7) 通院・在宅精神療法等の算定患者の延べ診療月数を、当該保険医療機関の精神病床の許可病床数で除した数の根拠が確認できる書類（直近６か月分）

(8) 精神科訪問看護・指導料（Ⅰ）等の算定実績が確認できる書類（直近３か月分）

○ 医師の負担の軽減及び処遇の改善

(1) 多職種からなる役割分担推進のための委員会又は会議の設置が確認できる書類（議事録、設置要綱等）（本年度分及び前年度分）

(2) 医師の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画（本年度分及び前年度分）

○ 看護職員の負担の軽減及び処遇の改善

(1) 多職種からなる役割分担推進のための委員会又は会議の設置が確認できる書類（議事録、設置要綱等）（本年度分及び前年度分）

(2) 看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画（本年度分及び前年度分）

○ 医療従事者の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制

(1) 多職種からなる役割分担推進のための委員会又は会議の設置が確認できる書類（議事録、設置要綱等）（本年度分及び前年度分）

(2) 医療従事者の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画（本年度分及び前年度分）

○ 救命救急入院料

(1) 専任の医師が午前０時から午後12時までの間、常に救命救急治療室内に勤務していることが確認できる書類（直近１か月分）

(2) 重篤な救急患者に対する手術等の診療体制に必要な看護師が常時治療室内に勤務していることが確認できる書類（直近１か月分）

【救命救急入院料１の場合】

(3) 特定集中治療室用の重症度、医療・看護必要度の基準を満たす患者の割合の算出の根拠となる書類（直近１年分）

【救命救急入院料２の場合】

(4) ハイケアユニット用の重症度、医療・看護必要度に係る評価票を用いて測定していることが分かる書類

【「注２」に規定する精神疾患診断治療初回加算の「イ」を届け出ている場合】

当該届出に係る専任の常勤医師等の出勤簿（直近１か月分）及び研修修了証

【「注３」に掲げる救急体制充実加算１、２又は３を届け出ている場合】

充実段階Ｓ、Ａ又はＢであることが確認できる書類

【「注４」に掲げる加算を届け出ている場合】

「救急医療対策事業実施要綱」第４に規定する高度救命センターであることが確認できる書類

【「注６」に掲げる小児加算を届け出ている場合】

専任の小児科の医師を常時配置していることが確認できる書類（直近１か月分）

【「注８」に掲げる早期離床・リハビリテーション加算を届け出ている場合】

(1) 当該届出に係る専任の医師の集中治療に関する経験が確認できる書類

(2) 当該届出に係る専任の常勤看護師の出勤簿（直近１か月）

(3) 当該届出に係る専任の常勤看護師の集中治療を必要とする患者の看護に関する適切な研修を受講していることが確認できる書類及び集中治療を必要とする患者の看護に従事した経験が確認できる書類

(4) 専任の常勤理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の出勤簿（直近１か月分）及び急性期医療を提供する保険医療機関に従事した経験が確認できる書類

(5) 早期離床・リハビリテーションに関するプロトコル

【「注９」に掲げる早期栄養介入管理加算を届け出ている場合】

(1) 当該届出に係る専任の管理栄養士の配置及び勤務状況が確認できる書類（直近１か月分）

(2) 専任の管理栄養士の研修の受講及び栄養管理の経験が確認できる書類

(3) 当該治療室の入院患者数が確認できる書類（直近１か月分）

(4) 栄養アセスメントに基づく計画、栄誉管理が確認できる書類（３例）

【「注11」に掲げる重症患者対応体制強化加算を届け出ている場合(１に限る)】

(1) 当該届出に係る専従の常勤看護師の出勤簿（直近１か月）

(2) 当該届出に係る専従の常勤看護師及び当該治療室内に配置されている看護師が集中治療を必要とする患者の看護に関する適切な研修を受講していることが確認できる書類

(3) 当該治療室内に配置されている看護師の集中治療を必要とする患者の看護に従事した経験が確認できる書類

(4) 当該届出に係る専従の常勤臨床工学技士の出勤簿（直近１か月）

(5) 当該届出に係る専従の常勤臨床工学技士が救命救急入院料１又は特定集中治療室管理料に係る届出を行っている保険医療機関での経験が確認できる書類

(6) 当該届出に係る院内研修を実施していることが確認できる書類

(7) 看護師の研修の受講状況や地域活動への参加状況を記録していることが確認できる書類

(8) 「特殊な治療法等」の患者割合の算出根拠となる書類（直近６か月分）

○ 特定集中治療室管理料１

(1) 専任の医師が常時特定集中治療室内に勤務していることが確認できる書類（直近１か月分）

(2) 専任の医師を交代で担う複数の医師に係る研修終了証

(3) 集中治療を必要とする患者の看護に従事した経験を５年以上有し、集中治療を必要とする患者の看護に係る適切な研修を修了した専任の常勤看護師の当該治療室内における勤務状況が確認できる書類

(4) 看護師の研修修了証

(5) 専任の臨床工学技士が常時院内に勤務していることが確認できる書類（直近１か月分）

(6) 特定集中治療室用の重症度、医療・看護必要度の基準を満たす患者の割合の算出の根拠となる書類（直近１年分）

(7) 入室日のＳＯＦＡスコア５以上の患者割合の算出根拠となる書類（直近１年分）

(8) 当該届出に係る搬送件数等の実績が確認できる書類（直近1年分）

【「注２」に掲げる小児加算を届け出ている場合】

専任の小児科の医師を常時配置していることが確認できる書類（直近１か月分）

【「注４」に規定する早期離床・リハビリテーション加算を届け出ている場合】

(1) 当該届出に係る専任の医師の集中治療に関する経験が確認できる書類

(2) 当該届出に係る専任の常勤看護師の出勤簿（直近１か月）

(3) 当該届出に係る専任の常勤看護師の集中治療を必要とする患者の看護に関する適切な研修を受講していることが確認できる書類及び集中治療を必要とする患者の看護に従事した経験が確認できる書類

(4) 専任の常勤理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の出勤簿（直近１か月分）及び急性期医療を提供する保険医療機関に従事した経験が確認できる書類

(5) 早期離床・リハビリテーションに関するプロトコル

【「注５」に掲げる早期栄養介入管理加算を届け出ている場合】

(1) 当該届出に係る専任の管理栄養士の配置及び勤務状況が確認できる書類（直近１か月分）

(2) 専任の管理栄養士の研修の受講及び栄養管理の経験が確認できる書類

(3) 当該治療室の入院患者数が確認できる書類（直近１か月分）

(4) 栄養アセスメントに基づく計画、栄誉管理が確認できる書類（３例）

【「注６」に掲げる重症患者対応体制強化加算を届け出ている場合】

(1) 当該届出に係る専従の常勤看護師の出勤簿（直近１か月）

(2) 当該届出に係る専従の常勤看護師及び当該治療室内に配置されている看護師が集中治療を必要とする患者の看護に関する適切な研修を受講していることが確認できる書類

(3) 当該治療室内に配置されている看護師の集中治療を必要とする患者の看護に従事した経験が確認できる書類

(4) 当該届出に係る専従の常勤臨床工学技士の出勤簿（直近１か月）

(5) 当該届出に係る専従の常勤臨床工学技士が救命救急入院料１又は特定集中治療室管理料に係る届出を行っている保険医療機関での経験が確認できる書類

(6) 当該届出に係る院内研修を実施していることが確認できる書類

(7) 看護師の研修の受講状況や地域活動への参加状況を記録していることが確認できる書類

(8) 「特殊な治療法等」の患者割合の算出根拠となる書類（直近６か月分）

○ 特定集中治療室管理料２

(1) 専任の医師が常時特定集中治療室内に勤務していることが確認できる書類（直近１か月分）

(2) 集中治療を必要とする患者の看護に従事した経験を５年以上有し、集中治療を必要とする患者の看護に係る適切な研修を修了した専任の常勤看護師の当該治療室内における勤務状況が確認できる書類

(3) 看護師の研修修了証

(4) 特定集中治療室用の重症度、医療・看護必要度の基準を満たす患者の割合の算出の根拠となる書類（直近１年分）

(5) 当該届出に係る搬送件数等の実績が確認できる書類（直近1年分）

(6) 入室日のＳＯＦＡスコア５以上の患者割合の算出根拠となる書類（直近１年分）

【「注２」に掲げる小児加算を届け出ている場合】

専任の小児科の医師を常時配置していることが確認できる書類（直近１か月分）

【「注４」に規定する早期離床・リハビリテーション加算を届け出ている場合】

(1) 当該届出に係る専任の医師の集中治療に関する経験が確認できる書類

(2) 当該届出に係る専任の常勤看護師の出勤簿（直近１か月）

(3) 当該届出に係る専任の常勤看護師の集中治療を必要とする患者の看護に関する適切な研修を受講していることが確認できる書類及び集中治療を必要とする患者の看護に従事した経験が確認できる書類

(4) 専任の常勤理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の出勤簿（直近１か月分）及び急性期医療を提供する保険医療機関に従事した経験が確認できる書類

(5) 早期離床・リハビリテーションに関するプロトコル

【「注５」に掲げる早期栄養介入管理加算を届け出ている場合】

(1) 当該届出に係る専任の管理栄養士の配置及び勤務状況が確認できる書類（直近１か月分）

(2) 専任の管理栄養士の研修の受講及び栄養管理の経験が確認できる書類

(3) 当該治療室の入院患者数が確認できる書類（直近１か月分）

(4) 栄養アセスメントに基づく計画、栄誉管理が確認できる書類（３例）

【「注６」に掲げる重症患者対応体制強化加算を届け出ている場合】

(1) 当該届出に係る専従の常勤看護師の出勤簿（直近１か月）

(2) 当該届出に係る専従の常勤看護師及び当該治療室内に配置されている看護師が集中治療を必要とする患者の看護に関する適切な研修を受講していることが確認できる書類

(3) 当該治療室内に配置されている看護師の集中治療を必要とする患者の看護に従事した経験が確認できる書類

(4) 当該届出に係る専従の常勤臨床工学技士の出勤簿（直近１か月）

(5) 当該届出に係る専従の常勤臨床工学技士が救命救急入院料１又は特定集中治療室管理料に係る届出を行っている保険医療機関での経験が確認できる書類

(6) 当該届出に係る院内研修を実施していることが確認できる書類

(7) 看護師の研修の受講状況や地域活動への参加状況を記録していることが確認できる書類

(8) 「特殊な治療法等」の患者割合の算出根拠となる書類（直近６か月分）

【「注７」に掲げる特定集中治療室遠隔支援加算を届け出ている場合】

（被支援側医療機関における施設基準）

(1) 支援側医療機関から定期的に重症患者の治療に関する研修を受けていることがわかる書類（直近１年分）

（支援側医療機関における施設基準）

(1) 当該届け出に係る医師の経験がわかる書類

(2) 集中治療を必要とする患者の看護に係る専任看護師の経験がわかる書類及び研修修了証

(3) 被支援側医療機関の特定集中治療室における患者のモニタリングを常時行っていることがわかる書類（当番表等）

(4) 特定集中治療室内に勤務する専任の医師と別に、特定集中治療の経験を５年以上有する医師が配置されていることがわかる書類（直近1か月分）

(5) 当該届出に係る医師又は専任の看護師の数は、被支援側医療機関の治療室における入院患者数が30又はその端数を増すごとに１以上であることがわかる書類（直近1か月分）

(6) 被支援側医療機関に対して定期的に重症患者の治療に関する研修を行っていることがわかる書類（直近１年分）

○ 特定集中治療室管理料３

(1) 専任の医師が常時特定集中治療室内に勤務していることが確認できる書類（直近１か月分）

(2) 特定集中治療室用の重症度、医療・看護必要度の基準を満たす患者の割合の算出の根拠となる書類（直近１年分）

(3) 当該届出に係る搬送件数等の実績が確認できる書類（直近1年分）

【「注２」に掲げる小児加算を届け出ている場合】

専任の小児科の医師を常時配置していることが確認できる書類（直近１か月分）

【「注４」に規定する早期離床・リハビリテーション加算を届け出ている場合】

(1) 当該届出に係る専任の医師の集中治療に関する経験が確認できる書類

(2) 当該届出に係る専任の常勤看護師の出勤簿（直近１か月）

(3) 当該届出に係る専任の常勤看護師の集中治療を必要とする患者の看護に関する適切な研修を受講していることが確認できる書類及び集中治療を必要とする患者の看護に従事した経験が確認できる書類

(4) 専任の常勤理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の出勤簿（直近１か月分）及び急性期医療を提供する保険医療機関に従事した経験が確認できる書類

(5) 早期離床・リハビリテーションに関するプロトコル

【「注５」に掲げる早期栄養介入管理加算を届け出ている場合】

(1) 当該届出に係る専任の管理栄養士の配置及び勤務状況が確認できる書類（直近１か月分）

(2) 専任の管理栄養士の研修の受講及び栄養管理の経験が確認できる書類

(3) 当該治療室の入院患者数が確認できる書類（直近１か月分）

(4) 栄養アセスメントに基づく計画、栄誉管理が確認できる書類（３例）

【「注６」に掲げる重症患者対応体制強化加算を届け出ている場合】

(1) 当該届出に係る専従の常勤看護師の出勤簿（直近１か月）

(2) 当該届出に係る専従の常勤看護師及び当該治療室内に配置されている看護師が集中治療を必要とする患者の看護に関する適切な研修を受講していることが確認できる書類

(3) 当該治療室内に配置されている看護師の集中治療を必要とする患者の看護に従事した経験が確認できる書類

(4) 当該届出に係る専従の常勤臨床工学技士の出勤簿（直近１か月）

(5) 当該届出に係る専従の常勤臨床工学技士が救命救急入院料１又は特定集中治療室管理料に係る届出を行っている保険医療機関での経験が確認できる書類

(6) 当該届出に係る院内研修を実施していることが確認できる書類

(7) 看護師の研修の受講状況や地域活動への参加状況を記録していることが確認できる書類

(8) 「特殊な治療法等」の患者割合の算出根拠となる書類（直近６か月分）

【「注７」に掲げる特定集中治療室遠隔支援加算を届け出ている場合】

（被支援側医療機関における施設基準）

(1) 支援側医療機関から定期的に重症患者の治療に関する研修を受けていることがわかる書類（直近１年分）

（支援側医療機関における施設基準）

(1) 当該届け出に係る医師の経験がわかる書類

(2) 集中治療を必要とする患者の看護に係る専任看護師の経験がわかる書類及び研修修了証

(3) 被支援側医療機関の特定集中治療室における患者のモニタリングを常時行っていることがわかる書類（当番表等）

(4) 特定集中治療室内に勤務する専任の医師と別に、特定集中治療の経験を５年以上有する医師が配置されていることがわかる書類（直近1か月分）

(5) 当該届出に係る医師又は専任の看護師の数は、被支援側医療機関の治療室における入院患者数が30又はその端数を増すごとに１以上であることがわかる書類（直近1か月分）

(6) 被支援側医療機関に対して定期的に重症患者の治療に関する研修を行っていることがわかる書類（直近１年分）

○ ハイケアユニット入院医療管理料１又は２

(1) 当該保険医療機関内に専任の常勤医師が常時１名以上いることが確認できる書類（直近１か月分）

(2) ハイケアユニット用の重症度、医療・看護必要度の基準を満たす患者の割合の算出の根拠となる書類（直近１年分）

(3) 当該届出に係る搬送件数等の実績が確認できる書類（直近1年分）

【「注３」に掲げる早期離床・リハビリテーション加算を届け出ている場合】

(1) 当該届出に係る専任の医師の集中治療に関する経験が確認できる書類

(2) 当該届出に係る専任の常勤看護師の出勤簿（直近１か月）

(3) 当該届出に係る専任の常勤看護師の集中治療を必要とする患者の看護に関する適切な研修を受講していることが確認できる書類及び集中治療を必要とする患者の看護に従事した経験が確認できる書類

(4) 専任の常勤理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の出勤簿（直近１か月分）及び急性期医療を提供する保険医療機関に従事した経験が確認できる書類

(5) 早期離床・リハビリテーションに関するプロトコル

【「注４」に掲げる早期栄養介入管理加算を届け出ている場合】

(1) 当該届出に係る専任の管理栄養士の配置及び勤務状況が確認できる書類（直近１か月分）

(2) 専任の管理栄養士の研修の受講及び栄養管理の経験が確認できる書類

(3) 当該治療室の入院患者数が確認できる書類（直近１か月分）

(4) 栄養アセスメントに基づく計画、栄誉管理が確認できる書類（３例）

○ 脳卒中ケアユニット入院医療管理料

(1) 当該保険医療機関内に神経内科又は脳神経外科の経験を５年以上有する専任の医師が常時１名以上いることが確認できる書類（直近１か月分）

(2) 当該治療室の脳血管疾患等リハビリテーションの経験を有する専任の常勤理学療法士又は専任の常勤作業療法士の勤務表（直近１か月分）

(3) コンピューター断層撮影、磁気共鳴コンピューター断層撮影、脳血管造影等の必要な脳画像撮影及び診断が常時行える体制であることが確認できる書類

(4) 一般病棟用の重症度、医療・看護必要度に係る評価票Ⅰ又はⅡを用いて測定していることが確認できる書類（直近３か月分）

(5) 超急性期脳卒中加算等の算定実績が確認できる書類（直近１年分）

【「注３」に掲げる早期離床・リハビリテーション加算を届け出ている場合】

(1) 当該届出に係る専任の医師の集中治療に関する経験が確認できる書類

(2) 当該届出に係る専任の常勤看護師の出勤簿（直近１か月）

(3) 当該届出に係る専任の常勤看護師の集中治療を必要とする患者の看護に関する適切な研修を受講していることが確認できる書類及び集中治療を必要とする患者の看護に従事した経験が確認できる書類

(4) 専任の常勤理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の出勤簿（直近１か月分）及び急性期医療を提供する保険医療機関に従事した経験が確認できる書類

(5) 早期離床・リハビリテーションに関するプロトコル

【「注４」に掲げる早期栄養介入管理加算を届け出ている場合】

(1) 当該届出に係る専任の管理栄養士の配置及び勤務状況が確認できる書類（直近１か月分）

(2) 専任の管理栄養士の研修の受講及び栄養管理の経験が確認できる書類

(3) 当該治療室の入院患者数が確認できる書類（直近１か月分）

(4) 栄養アセスメントに基づく計画、栄誉管理が確認できる書類（３例）

○ 小児特定集中治療室管理料

(1) 専任の医師が常時小児特定集中治療室内に勤務していることが確認できる書類（直近１か月分）

(2) 当該治療室に、他の保険医療機関から転院してきた急性期治療中の患者数の根拠となる書類（直近１年分）、又は、当該治療室に、他の保険医療機関から転院してきた患者数（救急搬送診療料を算定したものに限る。）の根拠となる書類（直近１年分）

【「注３」に掲げる早期離床・リハビリテーション加算を届け出ている場合】

(1) 当該届出に係る専任の医師の集中治療に関する経験が確認できる書類

(2) 当該届出に係る専任の常勤看護師の出勤簿（直近１か月）

(3) 当該届出に係る専任の常勤看護師の集中治療を必要とする患者の看護に関する適切な研修を受講していることが確認できる書類及び集中治療を必要とする患者の看護に従事した経験が確認できる書類

(4) 専任の常勤理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の出勤簿（直近１か月分）及び急性期医療を提供する保険医療機関に従事した経験が確認できる書類

(5) 早期離床・リハビリテーションに関するプロトコル

【「注４」に掲げる早期栄養介入管理加算を届け出ている場合】

(1) 当該届出に係る専任の管理栄養士の配置及び勤務状況が確認できる書類（直近１か月分）

(2) 専任の管理栄養士の研修の受講及び栄養管理の経験が確認できる書類

(3) 当該治療室の入院患者数が確認できる書類（直近１か月分）

(4) 栄養アセスメントに基づく計画、栄誉管理が確認できる書類（３例）

○ 新生児特定集中治療室管理料１

(1) 専任の医師が常時、当該新生児特定集中治療室内に勤務していることが確認できる書類（出勤簿等）（直近１か月分）

(2) 出生体重1,000グラム未満の新生児の新規入院患者数が確認できる書類（直近１年分）、又は当該治療室に入院している患者について行った開胸手術、開頭手術、開腹手術、胸腔鏡下手術又は腹腔鏡下手術の年間実施件数が確認できる書類（直近１年分）

○ 新生児特定集中治療室管理料２

(1) 専任の医師が常時、当該保険医療機関内に勤務していることが確認できる書類（出勤簿等）（直近１か月分）

(2) 出生体重2,500グラム未満の新生児の新規入院患者数が確認できる書類（直近１年分）

○ 新生児特定集中治療室重症児対応体制強化管理料

(1) 専任の医師が常時、新生児特定集中治療室内に勤務していることが確認できる書類（出勤簿等）（直近１か月分）

(2) 出生体重750グラム未満の新生児の新規入院患者数が確認できる書類（直近１年分）

(3) 当該治療室に入院している患者について行った開胸手術、開頭手術、開腹手術、胸腔鏡下手術又は腹腔鏡下手術の年間実施件数が確認できる書類（直近１年分）

(4) 経鼻的持続陽圧呼吸療法を除く人工呼吸管理を要する新規入院患者数が確認できる書類（直近１年分）

(5) 当該保険医療機関に常勤の臨床工学技士が配置されていることが確認できる書類（出勤簿等）（直近１か月分）

(6) 当該保険医療機関に常勤の公認心理師が配置されていることが確認できる書類（出勤簿等）（直近１か月分）

(7) 患者が算定要件を満たす状態になった時点の時刻及び当該管理料を算定している際の看護配置状況等の記録

○ 総合周産期特定集中治療室管理料（母体・胎児集中治療室管理料）

(1) 母体・胎児集中治療室管理に係る医師の勤務状況を確認できる書類（直近１か月分）

(2) 当該届出に係る搬送件数等の実績が確認できる書類（直近1年分）

○ 総合周産期特定集中治療室管理料（新生児集中治療室管理料）

(1) 専任の医師が常時新生児特定集中治療室内に勤務していることが確認できる書類（直近１か月分）

(2) 出生体重1,000グラム未満の新生児の新規入院患者数が確認できる書類（直近１年分）、又は当該治療室に入院している患者について行った開胸手術等の年間実施件数が確認できる書類（直近１年分）

【「注３」に掲げる成長連携支援加算を届け出ている場合】

(1) 当該届出に係る専任の常勤看護師の出勤簿（直近１か月）

(2) 当該届出に係る専任の常勤看護師の新生児の集中治療に係る業務の経験が確認できる書類

(3) 常勤社会福祉士及び常勤公認心理師の出勤簿（直近１か月）

○ 新生児治療回復室入院医療管理料

当該保険医療機関内に専任の小児科の常勤医師が常時配置されていることが確認できる書類（直近１か月分）及び出勤簿（直近１か月分）

○ 特殊疾患入院医療管理料

入院患者のうち、脊髄損傷等の重度障害者等が占める割合の算出の根拠となる書類（直近１か月分）

○ 小児入院医療管理料１

(1) 小児科の医師の出勤簿（直近１か月分）

(2) 新生児及び６歳未満の乳幼児の入院を伴う手術件数が確認できる書類（直近１年分）

(3) 小児緊急入院患者数が確認できる書類（直近１年分）

【「注２」に掲げる加算を届け出ている場合】

保育士の出勤簿（直近１か月分）

【「注７」に規定する養育支援体制加算を届け出ている場合】

(1) 当該届出に係る専任の常勤医師、看護師、社会福祉士の出勤簿（直近１か月）

(2) 養育支援に関するプロトコル

(3) 養育支援体制を確保するための職員研修を実施したことが確認できる書類

【「注８」に規定する時間外受入体制加算を届け出ている場合】

15歳未満の時間外における救急入院患者数が確認できる書類

【「注９」に規定する看護補助加算を届け出ている場合】

基礎知識を習得できる内容を含む院内研修の実施状況がわかる書類（直近１年分）

【「注10」に規定する看護補助体制充実加算を届け出ている場合】

基礎知識を習得できる内容を含む院内研修の実施状況がわかる書類（直近１年分）

○ 小児入院医療管理料２

(1) 小児科の医師の出勤簿（直近１か月分）

(2) 24時間365日、入院を要する小児救急医療の提供をしていることが確認できる書類

【「注２」に掲げる加算を届け出ている場合】

保育士の出勤簿（直近１か月分）

【「注７」に規定する養育支援体制加算を届け出ている場合】

(1) 当該届出に係る専任の常勤医師、看護師、社会福祉士の出勤簿（直近１か月）

(2) 養育支援に関するプロトコル

(3) 養育支援体制を確保するための職員研修を実施したことが確認できる書類

【「注８」に規定する時間外受入体制加算を届け出ている場合】

15歳未満の時間外における救急入院患者数が確認できる書類

【「注９」に規定する看護補助加算を届け出ている場合】

基礎知識を習得できる内容を含む院内研修の実施状況がわかる書類（直近１年分）

【「注10」に規定する看護補助体制充実加算を届け出ている場合】

基礎知識を習得できる内容を含む院内研修の実施状況がわかる書類（直近１年分）

○ 小児入院医療管理料３、４又は５

小児科の医師の出勤簿（直近１か月分）

【「注２」に掲げる加算を届け出ている場合】

保育士の出勤簿（直近１か月分）

【「注４」に掲げる加算を届け出ている場合】

(1) 保育士の出勤簿（直近１か月分）

(2) 当該病棟において、他の保険医療機関から転院してきた患者者（転院前の保険医療機関において新生児特定集中治療室管理料又は総合周産期特定集中治療室管理料の「２」新生児集中治療室管理料を算定した患者に限る。）が確認できる書類（直近１年分）

(3) 当該病棟において、15歳未満の超重症児又は準超重症児が入院した数が確認できる書類（直近１年分）

【「注７」に規定する養育支援体制加算を届け出ている場合】

(1) 当該届出に係る専任の常勤医師、看護師、社会福祉士の出勤簿（直近１か月）

(2) 養育支援に関するプロトコル

(3) 養育支援体制を確保するための職員研修を実施したことが確認できる書類

【「注９」に規定する看護補助加算を届け出ている場合】

基礎知識を習得できる内容を含む院内研修の実施状況がわかる書類（直近１年分）

【「注10」に規定する看護補助体制充実加算を届け出ている場合】

基礎知識を習得できる内容を含む院内研修の実施状況がわかる書類（直近１年分）

○ 地域包括医療病棟入院料

(1) 当該病棟に理学療法士等を配置していることが確認できる書類（出勤簿等）（直近１か月分）

(2) 当該病棟に管理栄養士を配置していることが確認できる書類（出勤簿等）（直近１か月分）

(3) 重症度、医療・看護必要度の基準を満たす患者の割合の算出の根拠となる書類（直近３か月分）

(4) 当該病棟に入棟した日に介助を特に実施している患者の割合の算出の根拠となる書類（直近３か月分）

(5) 当該病棟から退院した患者に占める在宅に退院した患者の割合の算出根拠となる書類（直近６か月分）

(6) 入院患者のうち、同一の保険医療機関の一般病棟から転棟した割合の算出根拠となる書類（直近３か月分）

(7) 入院患者のうち、救急搬送後の患者の割合の算出根拠となる書類（直近３か月分）

(8) 退院又は転棟時におけるＡＤＬの合計点数が入院時と比較して低下した患者の割合の算出根拠となる書類（直近１年分）

(9) 休日を含めた全ての日におけるリハビリテーション提供体制が分かる書類（直近６か月分）

【「注６」に掲げる看護補助体制加算を届け出ている場合】

看護補助業務に必要な基礎的な知識・技術を習得するための院内研修の実施状況（院内研修の実施日、研修内容、参加者名簿等）について具体的な内容が確認できる書類（直近１年分）

【「注８」に掲げる夜間看護体制加算を届け出ている場合】

夜間における看護業務の負担の軽減に資する業務管理等の体制が確認できる書類

【「注９」に掲げる看護補助・患者ケア体制充実加算を届け出ている場合】

(1) 看護補助者が行う業務内容ごとに業務範囲、実施手順、留意事項等を定めた業務マニュアル及び当該マニュアルを用いた院内研修の実施が確認できる書類

(2) 当該病棟の看護師長等の研修修了証

(3) 当該病棟の全ての看護職員に対する院内研修の実施が確認できる書類

【「注10」に掲げる看護職員夜間配置加算（12対１配置加算１、16対１配置加算１）を届け出ている場合】

夜間における看護業務の負担の軽減に資する業務管理等の体制が確認できる書類

【「注11」に掲げるリハビリテーション・栄養・口腔連携加算を届け出ている場合】

(1) 当該届出に係る常勤医師を配置していることが確認できる書類（出勤簿等）（直近１か月分））

(2) 当該届出に係る常勤医師の研修修了証

(3) アウトカム評価の割合の算出根拠となる書類（直近１年分）

(4) 疾患別リハビリテーション料の提供単位数がわかる書類（直近１年分）

(5) ＡＤＬの合計点数が入院時と比較して低下した患者割合の算出根拠となる書類（直近１年分）

○ 回復期リハビリテーション病棟入院料１又は２

(1) 回復期リハビリテーション病棟入院料の施設基準に係る届出書添付書類（様式49）の患者数の根拠となる書類（直近１か月分）

(2) 専任の医師、専従の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、管理栄養士（回復期リハビリテーション病棟入院料１のみ）及び専従の社会福祉士等の出勤簿（直近１か月分）

(3) 回復期リハビリテーション病棟入院料１、２の施設基準に係る届出書添付書類（様式49の２）の重症者割合及び在宅復帰率の根拠となる書類（直近６か月分）

(4) 回復期リハビリテーション病棟入院料１、２の施設基準に係る届出書添付書類（様式49の２）の延べ入院日数及びリハビリテーション提供単位数の根拠となる書類（直近１か月分）

(5) 休日を含めた全ての日におけるリハビリテーション提供体制が確認できる書類（直近１か月分）

(6) ＦＩＭの測定に関する研修会の実施状況がわかる書類（直近１年分）

【回復期リハビリテーション強化体制加算を届け出ている場合】

退院時訪問指導の実施割合が分かる書類（直近６か月分）

○ 回復期リハビリテーション病棟入院料３、４又は５

(1) 回復期リハビリテーション病棟入院料の施設基準に係る届出書添付書類（様式49）の患者数の根拠となる書類（直近１か月分）

(2) 専任の医師、専従の理学療法士及び作業療法士の出勤簿（直近１か月分）

(3) 回復期リハビリテーション病棟入院料３、４の施設基準に係る届出書添付書類（様式49の２）の重症者割合及び在宅復帰率の根拠となる書類（直近６か月分）

(4) 回復期リハビリテーション病棟入院料３、４の施設基準に係る届出書添付書類（様式49の２）の延べ入院日数及びリハビリテーション提供単位数の根拠となる書類（直近１か月分）

(5) ＦＩＭの測定に関する研修会の実施状況がわかる書類（直近１年分）

【休日リハビリテーション提供体制加算を届け出ている場合】

休日を含めた全ての日におけるリハビリテーション提供体制が分かる書類（直近１か月分）

○ 回復期リハビリテーション入院医療管理料

(1) 入院患者のうち、回復期リハビリテーションの必要性が高い患者の割合の算出根拠となる書類（直近１か月分）

(2) 専任の医師、専従の理学療法士及び専任の作業療法士を配置していることが確認できる書類（出勤簿等）（直近１か月分）

(3) 重症者割合及び在宅復帰率の算出の根拠となる書類（直近６か月分）

(4) 新規入室患者のうち４割以上が、別表第９に掲げる状態等に該当する患者であることがわかる書類（直近６か月分）

(5) 回復期リハビリテーションを要する状態の患者に対する１日当たりリハビリテーション提供単位数の根拠となる書類（直近１か月分）

【休日リハビリテーション提供体制加算を届け出ている場合】

休日を含めた全ての日におけるリハビリテーション提供体制が分かる書類（直近１か月分）

○ 地域包括ケア病棟入院料

(1) 重症度、医療・看護必要度に係る届出書添付書類（様式10）の算出の根拠となる書類（直近３か月分）

(2) 入退院支援及び地域連携業務を担う部門に配置している看護師及び社会福祉士の出勤簿（直近１か月分）

(3) 専従の常勤理学療法士、専従の常勤作業療法士又は専従の常勤言語聴覚士の出勤簿（直近１か月分）

(4) 地域包括ケア病棟入院料等のリハビリテーションの基準に係る届出書添付書類（様式50の３）の患者数及びリハビリテーション提供単位数の根拠となる書類（直近３か月分）

(5) 地域包括ケア病棟入院料の施設基準に係る届出書添付書類（様式50）の患者数の根拠となる書類（在宅復帰率に係るものは直近６か月分）

【「注４」に掲げる看護補助者配置加算を届け出ている場合】

看護補助業務に必要な基礎的な知識・技術を習得するための院内研修の実施状況（院内研修の実施日、研修内容、参加者名簿等）について具体的な内容が確認できる書類（直近１年分）

【「注５」に規定する看護補助・患者ケア体制充実加算を届け出ている場合】

(1) 看護補助業務に必要な基礎的な知識・技術を習得するための院内研修の実施状況（院内研修の実施日、研修内容、参加者名簿等）について具体的な内容が確認できる書類（直近１年分）

(2) 看護補助者が行う業務内容ごとに業務範囲、実施手順、留意事項等を定めた業務マニュアル及び当該マニュアルを用いた院内研修の実施が確認できる書類

(3) 当該病棟の看護師長等の研修修了証

(4) 当該病棟の全ての看護職員に対する院内研修の実施が確認できる書類

【「注14」に掲げるリハビリテーション・栄養・口腔連携加算を届け出ている場合】

(1) 常勤の管理栄養士を配置していることが確認できる書類（出勤簿等）（直近１か月分）

(2) 当該届出に係る常勤医師を配置していることが確認できる書類（出勤簿等）（直近１か月分））

(3) 当該届出に係る常勤医師の研修修了証

(4) アウトカム評価の割合の算出根拠となる書類（直近１年分）

(5) ＢＩの測定に関する研修会の実施状況がわかる書類（直近１年分）

○ 地域包括ケア入院医療管理料

(1) 重症度、医療・看護必要度に係る届出書添付書類（様式10）の算出の根拠となる書類（直近３か月分）

(2) 入退院支援及び地域連携業務を担う部門に配置している看護師及び社会福祉士の出勤簿（直近１か月分）

(3) 専従の常勤理学療法士、専従の常勤作業療法士又は専従の常勤言語聴覚士の出勤簿（直近１か月分）

(4) 地域包括ケア病棟入院料等のリハビリテーションの基準に係る届出書添付書類（様式50の３）の患者数及びリハビリテーション提供単位数の根拠となる書類（直近３か月分）

(5) 地域包括ケア病棟入院料の施設基準に係る届出書添付書類（様式50の２）の患者数の根拠となる書類（在宅復帰率に係るものは直近６か月分）

【「注４」に掲げる看護補助者配置加算を届け出ている場合】

看護補助業務に必要な基礎的な知識・技術を習得するための院内研修の実施状況（院内研修の実施日、研修内容、参加者名簿等）について具体的な内容が確認できる書類（直近１年分）

【「注５」に規定する看護補助・患者ケア体制充実加算を届け出ている場合】

(1) 看護補助業務に必要な基礎的な知識・技術を習得するための院内研修の実施状況（院内研修の実施日、研修内容、参加者名簿等）について具体的な内容が確認できる書類（直近１年分）

(2) 看護補助者が行う業務内容ごとに業務範囲、実施手順、留意事項等を定めた業務マニュアル及び当該マニュアルを用いた院内研修の実施が確認できる書類

(3) 当該病棟の看護師長等の研修修了証

(4) 当該病棟の全ての看護職員に対する院内研修の実施が確認できる書類

【「注14」に掲げるリハビリテーション・栄養・口腔連携加算を届け出ている場合】

(1) 常勤の管理栄養士を配置していることが確認できる書類（出勤簿等）（直近１か月分）

(2) 当該届出に係る常勤医師を配置していることが確認できる書類（出勤簿等）（直近１か月分））

(3) 当該届出に係る常勤医師の研修修了証

(4) アウトカム評価の割合の算出根拠となる書類（直近１年分）

(5) ＢＩの測定に関する研修会の実施状況がわかる書類（直近１年分）

○ 特殊疾患病棟入院料１

入院患者のうち、脊髄損傷等の重度障害者等が占める割合の算出の根拠となる書類（直近１か月分）

○ 特殊疾患病棟入院料２

【当該施設基準の告示（２）ロ（重度の肢体不自由児等の割合等）により届出をしている場合】

入院患者のうち、重度の肢体不自由児（者）が占める割合の算出の根拠となる書類（直近１か月分）

○ 緩和ケア病棟入院料１又は２

(1) 当該病棟内に緩和ケアを担当する常勤の医師が１名以上配置されていることが確認できる書類（直近１か月分）

(2) 当該病棟内の緩和ケアを担当する常勤医師の研修修了証

【緩和ケア病棟入院料１を届け出ている場合】

(3) 「患者等が文書または口頭で入院の意思表示を行った日から入院までの期間の平均の根拠となる書類」又は「退院患者のうち、転院、転棟又は死亡退院した患者以外の患者の割合の根拠となる書類」

○ 精神科救急急性期医療入院料

(1) 常勤の精神保健指定医の指定医証の写し

(2) 当該入院料を算定する各病棟に精神保健指定医である常勤医師が配置されていることが確認できる書類（出勤簿等）（直近１か月分）

(3) 当該入院料を算定する各病棟に、入院患者に対して16対１以上の常勤の医師を配置していることが確認できる書類（出勤簿等）（直近１か月分）

(4) 当該入院料を算定する各病棟に精神保健福祉士を配置していることが確認できる書類（出勤簿等）（直近１か月分）

(5) １月間の当該入院料を算定している病棟の患者の延べ入院日数のうち、新規患者の延べ入院日数が占める割合の算出の根拠となる書類（直近１か月分）

(6) 当該病棟の新規患者のうち、「精神科救急等病棟必要性チェックリスト」において３点以上である患者の割合の算出の根拠となる書類（直近１年分）

(7) 地域における措置入院、緊急措置入院及び応急入院に係る新規入院患者数及び当該病棟に受け入れた患者数の根拠となる書類（直近１年分）
※　地域とは、当該保険医療機関の所在地の都道府県等

(8) 措置入院患者、鑑定入院患者及び医療観察法入院患者及びクロザピンの新規導入を目的とした入院患者を除いた新規入院患者のうち、入院日から起算して３月以内に退院し、自宅等へ移行した患者の割合の算出の根拠となる書類（直近３か月分）

(9) 精神疾患に係る時間外、休日又は深夜における入院件数の根拠となる書類（直近１年分）

【看護職員夜間配置加算を届け出ている場合】

夜間における看護業務の負担の軽減に資する業務管理等の体制が確認できる書類

○ 精神科急性期治療病棟入院料１又は２

(1) 常勤の精神保健指定医の指定医証の写し

(2) 当該入院料を算定する各病棟に精神保健指定医である常勤医師が配置されていることが確認できる書類（出勤簿等）（直近１か月分）

(3) 当該入院料を算定する各病棟に精神保健福祉士又は公認心理師が常勤していることが確認できる書類（出勤簿等）（直近１か月分）

(4) １か月間の当該入院料を算定している病棟の患者の延べ入院日数のうち、新規患者の延べ入院日数が占める割合の算出の根拠となる書類（直近１か月分）

(5) 措置入院患者、鑑定入院患者及び医療観察法入院患者及びクロザピンの新規導入を目的とした入院患者を除いた新規入院患者のうち、入院日から起算して３月以内に退院し、自宅等へ移行した患者の割合の算出の根拠となる書類（直近３か月分）

○ 精神科救急・合併症入院料

(1) 常勤の精神科医師の出勤簿（直近１か月分）

(2) 常勤の精神保健指定医の指定医証の写し

(3) 当該入院料を算定する各病棟に精神保健指定医である常勤医師が配置されていることが確認できる書類（出勤簿等）（直近１か月分）

(4) 当該入院料を算定する各病棟に、入院患者に対して16対１以上の常勤の医師を配置していることが確認できる書類（出勤簿等）（直近１か月分）

(5) 当該入院料を算定する各病棟に常勤の精神保健福祉士を配置していることが確認できる書類（出勤簿等）（直近１か月分）

(6) 合併症ユニットに入院する身体合併症患者の割合の算出の根拠となる書類（直近１か月分）

(7) 当該入院料を算定している病棟の患者の延べ入院日数のうち、新規患者の延べ入院日数の割合の算出の根拠となる書類（直近１か月分）

(8) 措置入院患者、鑑定入院患者、医療観察法入院患者及びクロザピンの新規導入を目的とした入院患者を除いた新規入院患者のうち、入院日から起算して３月以内に退院し、自宅等へ移行した患者の割合の算出の根拠となる書類（直近３か月分）

(9) 精神疾患に係る時間外、休日又は深夜における診療件数の根拠となる書類（直近１年分）

(10) 精神疾患に係る時間外、休日又は深夜における入院件数の根拠となる書類（直近１年分）

(11) 当該病棟の新規患者のうち、「精神科救急等病棟必要性チェックリスト」において３点以上及び合併症ユニットへ入院する身体疾患を有する精神障害者のいずれかである患者の割合の算出の根拠となる書類（直近１年分）

(12) 地域における措置入院、緊急措置入院及び応急入院に係る新規入院患者のうち、当該病棟に受け入れた患者数の根拠となる書類（直近１年分）

【看護職員夜間配置加算を届け出ている場合】

夜間における看護業務の負担の軽減に資する業務管理等の体制が確認できる書類

○ 児童・思春期精神科入院医療管理料

(1) 当該病棟又は治療室の入院患者数のうち、20歳未満の精神疾患を有する患者の割合の算出の根拠となる書類（直近１か月分）

(2) 精神保健指定医の指定医証の写し

(3) 当該病棟又は治療室に小児医療及び児童・思春期の精神医療の経験を有する常勤の医師が配置されていることが確認できる書類（出勤簿等）（直近１か月分）

(4) 当該病棟又は治療室に専従の常勤の精神保健福祉士及び常勤の公認心理師を配置していることが確認できる書類（出勤簿等）（直近１か月分）

【精神科養育支援体制加算を届け出ている場合】

精神科養育支援チームの専任の従事者に係る出勤簿（直近１か月分）

○ 精神療養病棟入院料

(1) 常勤の精神保健指定医の指定医証の写し

(2) 当該病棟に専任の常勤精神科医師が配置されていることが確認できる書類（出勤簿等）（直近１か月分）

(3) 当該病棟に専任の常勤精神科医師が外来業務及び他病棟の入院患者の診療業務に従事した日を確認できる書類（当番表等）（直近１か月分）

(4) 当該病棟に常勤の作業療法士又は作業療法の経験を有する看護職員が配置されていることが確認できる書類（出勤簿等）（直近１か月分）

(5) 精神保健福祉士又は公認心理師が常勤していることが確認できる書類（出勤簿等）（直近１か月分）

(6) 退院支援相談員が担当する患者の一覧表

【重症者加算１を届け出ている場合】

(1) 時間外、休日又は深夜における入院件数と、その入院の依頼元の根拠となる書類（前年１月～12月分）、または、時間外、休日又は深夜における外来対応件数の根拠となる書類（前年１月～12月分）

(2) 時間外、休日又は深夜における外来対応施設（自治体等の夜間・休日急患センター等）での外来診療等の回数の根拠となる書類（前年１月～12月分）、または、精神保健福祉法上の精神保健指定医の公務員としての業務（措置診察等）の都道府県への積極的な協力状況の根拠となる書類（前年１月～12月分）

【精神保健福祉士配置加算を届け出ている場合】

１年前から起算して過去６月間の当該病棟の延べ患者数（措置入院、鑑定入院及び医療観察法入院で入院となった患者を除く）のうち、入院日から起算して１年以内に退院し自宅等へ移行した患者数が占める割合の算出の根拠となる書類

○ 認知症治療病棟入院料１又は２

(1) 当該病棟に作業療法士を配置していることが確認できる書類

(2) 患者ごとの治療計画並びに生活機能回復のための訓練及び指導を実施していることが確認できる書類（直近１か月分）

○ 特定一般病棟入院料

【特定一般病棟入院料（地域包括ケア１又は２）を届け出ている場合】

(1) 当該病室を含む病棟に、配置されている専任の常勤理学療法士、専任の常勤作業療法士又は専任の言語聴覚士の出勤簿（直近１か月分）

(2) 入退院支援及び地域連携業務を担う部門に配置している看護師及び社会福祉士の出勤簿（直近１か月分）

(3) 特定一般病棟入院料（地域包括ケア１又は２）のリハビリテーションの基準に係る届出添付書類（様式50の３）の患者数及びリハビリテーション提供単位数の根拠となる書類（直近３か月分）

(4) 重症度、医療・看護必要度に係る届出書添付書類（様式10）の算出の根拠となる書類（直近３月分）

(5) 特定一般病棟入院料（地域包括ケア１又は２）の施設基準に係る届出書添付書類（様式50の２）の患者数の根拠となる書類（在宅復帰率にかかるものは直近６か月分）

【特定一般病棟入院料（地域包括ケア３又は４）を届け出ている場合】

(1) 当該病室を含む病棟に、配置されている専任の常勤理学療法士、専任の常勤作業療法士又は専任の言語聴覚士の出勤簿（直近１か月分）

(2) 入退院支援及び地域連携業務を担う部門に配置している看護師及び社会福祉士の出勤簿（直近１か月分）

(3) 特定一般病棟入院料（地域包括ケア３、４）のリハビリテーションの基準に係る届出添付書類（様式50の３）の患者数及びリハビリテーション提供単位数の根拠となる書類（直近３か月分）

(4) 重症度、医療・看護必要度に係る届出書添付書類（様式10）の算出の根拠となる書類（直近３月分）

〇 地域移行機能強化病棟入院料

(1) 常勤の精神保健指定医の指定医証の写し

(2) 当該病棟に専任の常勤精神科医師が配置されていることが確認できる書類（出勤簿等）（直近１か月分）

(3) 当該病棟に専任の常勤作業療法士又は作業療法の経験を有する常勤看護職員が配置されていることが確認できる書類（出勤簿等）（直近１か月分）（看護職員の場合は所定の研修の修了証）

(4) 当該病棟に専任の常勤精神科医が外来業務及び他病棟の入院患者の診療業務に従事した日を確認できる書類（当番表等）（直近１か月分）

(5) 当該病棟に専従の常勤精神保健福祉士及び専任の常勤精神保健福祉士を配置していることが確認できる書類（出勤簿等）（直近１か月分）

(6) 常勤の公認心理師の出勤簿（直近１か月分）

(7) 退院支援相談員が担当する患者の一覧

(8) １年以上入院していた患者のうち、当該入院料の算定開始以降に当該病棟から自宅等に退院した患者数の１か月当たりの平均の根拠となる書類（直近の月末時点）

【重症者加算１を届け出ている場合】

(1) 時間外、休日又は深夜における入院件数と、その入院の依頼元の根拠となる書類（前年１月～12月分）、または、時間外、休日又は深夜における外来対応件数が確認できる書類（前年１月～12月分）

(2) 時間外、休日又は深夜における外来対応施設（自治体等の夜間・休日急患センター等）での外来診療等の回数を確認できる書類（前年１月～12月分）、または、精神保健福祉法上の精神保健指定医の公務員としての業務（措置診察等）の都道府県への積極的な協力状況が確認できる書類（前年１月～12月分）

〇 特定機能病院リハビリテーション病棟入院料

(1) 入院患者のうち、回復期リハビリテーションの必要性が高い患者の割合の算出根拠となる書類（直近１か月）

(2) 当該届出に係る専従の医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、管理栄養士及び社会福祉士等の出勤簿（直近１か月）

(3) 当該病棟の新規入院患者のうち重症の患者の割合の算出の根拠となる書類

(4) 回復期リハビリテーションを要する状態の患者に対する１日当たりリハビリテーション提供単位数の根拠となる書類（直近１か月）

(5) 休日を含めた全ての日におけるリハビリテーション提供体制が確認できる書類

(6) 専従の理学療法士又は作業療法士がいずれの日においても配置されていることが確認できる書類（直近１か月分）

(7) 地域の保険医療機関との連携体制が整備されていることの確認できる書類

(8) 在宅復帰率の算出の根拠となる書類（直近６か月）

〇 短期滞在手術等基本料１

回復室の看護師の配置状況が分かる書類（勤務表、日々の患者の数が分かる書類等）（直近１か月分）

〇 短期滞在手術等基本料の注３に規定する入院手術対応加算

外来移行指数の算出の根拠となる書類（直近１年分）

〇 慢性腎臓病透析予防指導管理料

(1) 当該届出に係る専任の医師の出勤簿（直近１か月分）
(2) 当該届出に係る専任の看護師（保健師）の出勤簿（直近１か月分）
(3) 当該届出に係る専任の管理栄養士の出勤簿（直近１か月分）
(4) 腎臓病教室の実施状況が確認できる書類

○ 院内トリアージ実施体制加算

院内トリアージの実施基準

○ 救急外来緊急検査対応加算１

(1) 年間の救急自動車及び救急医療用ヘリコプターによる搬送受け入れ患者数が分かる書類（直近１年分）
(2) 専任の医師が常時、速やかに救急外来診療を開始できる場所に勤務していることがわかる書類（直近１か月分）
(3) 専任の看護師が常時、当該区域内に勤務していることがわかる書類（直近１か月分）
(4) 院内の職員に対して、救急に関する教育コースを提供していることがわかる書類（直近１年）

○ 救急外来緊急検査対応加算２

(1) 年間の救急自動車及び救急医療用ヘリコプターによる搬送受け入れ患者数が分かる書類（直近１年分）
(2) 当該保険医療機関が救急外来診療を応需する時間帯において常に、専任の医師が速やかに救急外来診療を開始できる場所に勤務していることがわかる書類（直近１か月分）
(3) 当該保険医療機関が救急外来診療を応需する時間帯において常に、専任の看護師が当該区域内に勤務していることがわかる書類（直近１か月分）
(4) 院内の職員に対して、救急に関する教育コースを提供していることがわかる書類（直近１年）

○ 外来腫瘍化学療法診療料１

(1) 当該届出に係る専任の常勤医師、専任の看護師及び専任の常勤薬剤師の出勤簿（直近１か月）及び経験がわかる書類
(2) 専任の看護師が化学療法を実施している時間帯において、常時当該治療室に勤務していることが確認できる書類
(3) レジメンの妥当性を評価し、承認する委員会の議事録（直近開催分）

【連携充実加算を届け出ている場合】

(1) 化学療法のレジメンに関する委員会に管理栄養士の参加が確認できる書類
(2) 常勤管理栄養士の出勤簿（直近１か月）及び外来化学療法を実施している保険医療機関での経験等が確認できる書類

【がん薬物療法体制充実加算を届け出ている場合】

当該届出に係る常勤薬剤師の出勤簿（直近１か月分）、経験が分かる書類、研修修了証及び実績がわかる書類

○ 外来腫瘍化学療法診療料２又は３

(1) 当該届出に係る専任の看護師及び専任の常勤薬剤師の出勤簿（直近１か月）
(2) 当該届出に係る専任の看護師の経験がわかる書類
(3) 専任の看護師が化学療法を実施している時間帯において、常時当該治療室に勤務していることが確認できる書類

○ 心不全再入院予防継続管理料１又は２

(1) 当該届出に係る専任の医師の出勤簿（直近１か月分）、経験が確認できる書類

(2) 当該届出に係る専任の看護師（保健師）の出勤簿（直近１か月分）、経験が確認できる書類

(3) 当該届出に係る専任の管理栄養士の出勤簿（直近１か月分）、経験が確認できる書類

(4) 当該保険医療機関内において、院内職員を対象とした「心不全診療に関する最新治療と多職種連携の意義」に関する研修会の開催がわかる書類（直近１年分）

(5) 当該保険医療機関が所在する地域において、心不全再入院予防継続管理料３を算定する保険医療機関等を対象とした「心不全診療に関する最新治療と多職種連携の意義」に関する研修会の開催がわかる書類（直近１年分）

○ 心不全再入院予防継続管理料３

(1) 当該届出に係る専任の医師の出勤簿（直近１か月分）、経験が確認できる書類

(2) 当該届出に係る専任の看護師（保健師）の出勤簿（直近１か月分）、経験が確認できる書類

(3) 当該保険医療機関が所在する地域において、心不全再入院予防継続管理料１又は２に関する施設基準を届け出ている機関等が主催する「心不全診療に関する最新治療と多職種連携の意義」に関する研修会に参加したことがわかる書類

○ 遺伝性疾患療養指導管理料の注１から注３までに規定する施設基準

(1) 当該届出に係る専任の医師の出勤簿（直近１か月分）、経験が確認できる書類

(2) 遺伝性疾患に対する療養指導を年間合計20 例以上実施していることが確認できる書類（直近１年分）

○ 外来排尿自立指導料

(1) 当該届出に係る専任の医師の出勤簿（直近１か月分）、経験又は研修修了証

(2) 当該届出に係る専任の看護師（保健師）の出勤簿（直近１か月分）、経験及び研修修了証

(3) 当該届出に係る専任の常勤理学療法士又は作業療法士の出勤簿（直近１か月分）

○ 薬剤管理指導料

(1) 保険医療機関内に常勤の薬剤師が２人以上配置されていることが確認できる書類（出勤簿等）（直近１か月分）

(2) 医薬品情報管理室の薬剤師が医師等に対し、有効性、安全性等薬学的情報提供を行っていることが確認できる書類

○ 地域連携診療計画加算

(1) 地域連携診療計画書（作成例３例）

(2) 連携保険医療機関等の職員と面会し、情報の共有、地域連携診療計画の評価と見直しを行ったことが確認できる書類（本年度分及び前年度分）

○ 医療機器安全管理料１

(1) 医療機器の管理及び保守点検を行う常勤の臨床工学技士の出勤簿（直近１か月分）

(2) 医療機器の安全使用に係る研修の実施状況が確認できる書類

○ 医療機器安全管理料２

(1) 放射線治療を専ら担当する常勤医師の出勤簿（直近１か月分）

(2) 放射線治療に関する機器の精度管理等を専ら担当する常勤技術者の出勤簿（直近１か月分）

○ 在宅医療充実体制加算

(1) 在宅医療を担当する常勤医師の出勤簿（直近１か月分）

(2) 緊急の往診の実績等が確認できる書類（直近１年分）

(3) 「別に厚生労働大臣が定める状態の患者に対し、月２回以上訪問診療を行っている場合」、在宅がん医療総合診療料、ターミナルケア加算、看取り加算又は死亡診断加算を算定する患者の割合が確認できる書類（直近１年分）

(4) オピオイド系鎮痛薬の注入を行う鎮痛療法等の実績が確認できる書類（直近１年分）

(5) 研修の修了証

○ 介護保険施設等連携往診加算

(1) 介護保険施設等から協力医療機関として定められていることが確認できる書類

(2) 介護保険施設等との間で取り決めを行っていることが確認できる書類

(3) カンファレンスの記録（直近１か月分）

○ 在宅時医学総合管理料の注16（施設入居時等医学総合管理料の注５の規定により準用する場合を含む。）に規定する基準

「別に厚生労働大臣が定める状態の患者に対し、月２回以上訪問診療を行っている場合」の算定回数等の割合が確認できる書類（直近３か月分）

○ 在宅患者訪問看護・指導料の注19（同一建物居住者訪問看護・指導料の注８の規定により準用する場合を含む。）に規定する訪問看護医療情報連携加算

連携機関が確認できる書類

○ 在宅自己腹膜灌流指導管理料

当該届出に係る医師の出勤簿（直近１か月分）、経験が確認できる書類

○ 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料の注２に規定する持続陽圧呼吸療法充実管理体制加算

ＣＰＡＰ療法の１日使用時間が４時間以上の日が20日以上である管理月数の割合がわかる書類（直近３か月分）

○ ウイルス・細菌核酸及び薬剤耐性遺伝子多項目同時検出

当該届出に係る医師の出勤簿（直近１か月分）、経験が確認できる書類

○ 壁側胸膜凍結生検法

当該届出に係る医師の出勤簿（直近１か月分）、経験が確認できる書類

○ 検体検査管理加算（Ⅰ）

(1) 臨床検査の精度管理を行っていることが確認できる書類（直近１か月分）

(2) 外部の精度管理事業に参加していることが確認できる書類

(3) 臨床検査の適正化に関する委員会の議事録（直近１年分）

○ 検体検査管理加算（Ⅱ）

(1) 臨床検査を担当する常勤の医師の出勤簿（直近１か月分）

(2) 臨床検査の精度管理を行っていることが確認できる書類（直近１か月分）

(3) 外部の精度管理事業に参加していることが確認できる書類

(4) 臨床検査の適正化に関する委員会の議事録（直近１年分）

○ 検体検査管理加算（Ⅲ）又は（Ⅳ）

(1) 臨床検査を専ら担当する常勤の医師の出勤簿（直近１か月分）

(2) 常勤の臨床検査技師の出勤簿（直近１か月分）

(3) 臨床検査の精度管理を行っていることが確認できる書類（直近１か月分）

(4) 外部の精度管理事業に参加していることが確認できる書類

(5) 臨床検査の適正化に関する委員会の議事録（直近１年分）

○ 神経学的検査

(1) 当該届出に係る常勤の医師の出勤簿（直近１か月分）

(2) 当該届出に係る常勤の医師の研修修了証

○ 画像診断管理加算１

画像診断を専ら担当する常勤医師の出勤簿（直近１か月分）

○ 画像診断管理加算２

(1) 画像診断を専ら担当する常勤医師の出勤簿（直近１か月分）

(2) 核医学診断とコンピューター断層診断の実施件数のうち、専ら画像診断を担当する常勤医師が読影及び診断を撮影日の翌診療日までに診療を担当する医師に報告した割合の算出根拠となる書類（直近３か月分）

(3) ＭＲＩ装置の適切な安全管理を行っていること等を証明する書類

○ 画像診断管理加算３

(1) 画像診断を専ら担当する常勤医師の出勤簿（直近１か月分）

(2) 核医学診断とコンピューター断層診断の実施件数のうち、専ら画像診断を担当する常勤医師が読影及び診断を撮影日の翌診療日までに診療を担当する医師に報告した割合の算出根拠となる書類（直近３か月分）

(3) 夜間及び休日に読影を行う体制が確認できる書類（直近３か月分）

(4) ＭＲＩ装置の適切な安全管理を行っていること等を証明する書類

(5) 人工知能関連技術が活用された画像診断補助ソフトウェアの適切な安全管理を行っていること等を証明する書類

○ 画像診断管理加算４

(1) 画像診断を専ら担当する常勤医師の出勤簿（直近１か月分）

(2) 核医学診断とコンピューター断層診断の実施件数のうち、専ら画像診断を担当する常勤医師が読影及び診断を撮影日の翌診療日までに診療を担当する医師に報告した割合の算出根拠となる書類（直近３か月分）

(3) 夜間及び休日に読影を行う体制が確認できる書類（直近３か月分）

(4) 夜間及び休日を除き、検査前の画像診断管理の実施状況が確認できる書類（直近３か月分）

(5) ＭＲＩ装置の適切な安全管理を行っていること等を証明する書類

(6) 人工知能関連技術が活用された画像診断補助ソフトウェアの適切な安全管理を行っていること等を証明する書類

○ ポジトロン断層撮影、ポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影又はポジトロン断層・磁気共鳴コンピューター断層複合撮影（ＰＳＭＡイメージング剤を用いた場合に限る。）

(1) 常勤医師の出勤簿（直近１か月分）及び研修修了証

(2) 診療放射線技師の出勤簿（直近１か月分）及び研修終了証

○ ＣＴ撮影及びＭＲＩ撮影

保守管理計画

【１２８列以上若しくは６４列以上１２８列未満のＣＴ装置又は３テスラ以上のＭＲＩ装置の場合】

(1) 専従の診療放射線技師の出勤簿（直近１か月）

(2) 施設共同利用率の算出根拠がわかる書類

○ 外来化学療法加算１

(1) 専任の常勤医師、専任の看護師及び専任の常勤薬剤師の出勤簿及び経験がわかる書類（直近１か月分）

(2) 専任の看護師が化学療法を実施している時間帯において、常時当該治療室に勤務していることが確認できる書類

(3) 実施される化学療法のレジメン（治療内容）の妥当性を評価し、承認する委員会の議事録（直近１年分）

○ 外来化学療法加算２

(1) 専任の看護師及び専任の常勤薬剤師の出勤簿（直近１か月分）

(2) 専任の看護師の経験がわかる書類

(3) 専任の看護師が化学療法を実施している時間帯において、常時当該治療室に勤務していることが確認できる書類

○ 心大血管疾患リハビリテーション料（Ⅰ）

(1) 循環器内科又は心臓血管外科の医師が、心大血管疾患リハビリテーションを実施している時間帯において常時勤務していることが確認できる書類（直近１か月分）

(2) 当該リハビリテーションについて従事者ごとの実施が確認できる書類（直近１か月分）

(3) カンファレンスの記録（直近１か月分）

【初期加算及び急性期リハビリテーション加算を届け出ている場合】

リハビリテーション科の常勤医師の出勤簿（直近１か月分）

○ 心大血管疾患リハビリテーション料（Ⅱ）

(1) 循環器内科又は心臓血管外科を担当する医師の出勤簿（直近１か月分）

(2) 心大血管疾患リハビリテーションの経験を有する医師の出勤簿（直近１か月分）

(3) 当該リハビリテーションについて従事者ごとの実施が確認できる書類（直近１か月分）

(4) カンファレンスの記録（直近１か月分）

【初期加算及び急性期リハビリテーション加算を届け出ている場合】

リハビリテーション科の常勤医師の出勤簿（直近１か月分）

○ 疾患別リハビリテーション料（心大血管疾患リハビリテーション料を除く）

(1) 専任の常勤医師の出勤簿（直近１か月分）

(2) リハビリテーション従事者の出勤簿（直近１か月分）

(3) 当該リハビリテーションについて従事者ごとの実施が確認できる書類（直近１か月分）

(4) カンファレンスの記録（直近１か月分）

【初期加算及び急性期リハビリテーション加算を届け出ている場合】

リハビリテーション科の常勤医師の出勤簿（直近１か月分）

○ 摂食機能療法の注３に規定する摂食嚥下機能回復体制加算

【摂食嚥下機能回復体制加算１を届け出ている場合】

(1) 摂食嚥下支援チームが設置されていることがわかる書類

(2) 摂食嚥下支援チーム構成員の出勤簿（直近１か月分）

(3) カンファレンスの記録（直近１か月分）

(4) １年以内に経口摂取のみの栄養方法を行っている状態へ回復させた患者の割合がわかる書類（様式 43 の６の２）

【摂食嚥下機能回復体制加算２を届け出ている場合】

(1) 摂食嚥下支援チームが設置されていることがわかる書類

(2) 摂食嚥下支援チーム構成員の出勤簿（直近１か月分）

(3) カンファレンスの記録（直近１か月分）

【摂食嚥下機能回復体制加算３を届け出ている場合】

(1) 摂食嚥下支援チーム構成員の出勤簿（直近１か月分）

(2) カンファレンスの記録（直近１か月分）

(3) 中心静脈栄養を実施していた患者のうち、嚥下機能が回復し、中心静脈栄養を終了した患者の実績、又は鼻腔栄養を実施していた患者又は胃瘻を造設していた患者のうち、嚥下機能が回復し、経口摂取のみの栄養方法を行う状態に回復した患者の実績がわかる書類（様式 43 の６の２）

○ 難病患者リハビリテーション料

(1) 専任の常勤医師の出勤簿（直近１か月分）

(2) 専従の従事者の出勤簿（直近１か月分）

(3) 当該リハビリテーションについて従事者ごとの実施が確認できる書類（直近１か月分）

○ 障害児（者）リハビリテーション料

(1) 専任の常勤医師の出勤簿（直近１か月分）

(2) リハビリテーション従事者の出勤簿（直近１か月分）

(3) 当該リハビリテーションについて従事者ごとの実施が確認できる書類（直近１か月分）

(4) カンファレンスの記録（直近１か月分）

【脳性麻痺の患者等、別表第10の２に該当する患者の割合が８割以上であることにより届け出ている場合】

リハビリテーションを実施している外来患者のうち、脳性麻痺等（「特掲診療料の施設基準等の一部を改正する件」（告示）別表10の２の状態）の患者の割合の算出根拠となる書類（直近１か月分）

○ がん患者リハビリテーション料

(1) 専任の常勤医師の出勤簿（直近１か月分）及びがん患者のリハビリテーションに関する適切な研修の受講が確認できる書類

(2) リハビリテーション従事者の出勤簿（直近１か月分）及び所定の研修修了証

(3) 当該リハビリテーションについて従事者ごとの実施が確認できる書類（直近１か月分）

○ 認知症患者リハビリテーション料

(1) 専任の常勤医師の出勤簿（直近１か月分）

(2) リハビリテーション従事者の出勤簿（直近１か月分）

(3) 当該リハビリテーションについて従事者ごとの実施が確認できる書類（直近１か月分）

○ 集団コミュニケーション療法料

(1) 専任の常勤医師の出勤簿（直近１か月分）

(2) 専従の常勤言語聴覚士の出勤簿（直近１か月分）

○ 通院・在宅精神療法の注９に規定する心理支援加算

(1) 常勤の精神保健指定医の指定医証の写し

(2) 常勤の精神保健指定医の出勤簿（直近１か月分）

○ 通院・在宅精神療法の注12に規定する情報通信機器を用いた精神療法の施設基準

時間外、休日又は深夜における入院件数が年４件以上であること又は、外来対応件数が年10件以上であることが確認できる書類

○ 通院・在宅精神療法の注13に規定する施設基準

医師の経験及び直近１年間に行政機関の業務等を行っていることがわかる書類

○ 精神科作業療法

(1) 当該療法に従事する作業療法士の出勤簿（直近１か月分）

(2) 各作業療法士が１日に担当した患者数が確認できる書類（直近１か月分）

○ 精神科ショート・ケア、精神科デイ・ケア、精神科ナイト・ケア又は精神科デイ・ナイト・ケア

(1) 当該療法の従事者が１日に担当した患者数が確認できる書類（直近１か月分）

(2) 当該療法に従事する精神科の医師、作業療法士、看護師、公認心理師、精神保健福祉士の出勤簿（直近１か月分）

(3) 当該療法の従事者の業務の記録

○ 重度認知症患者デイ・ケア料

(1) 当該療法の従事者が１日に担当した患者数が確認できる書類（直近１か月分）

(2) 当該療法の従事者者の出勤簿（直近１か月）

(3) 当該療法の従事者の業務の記録

○ 医療保護入院等診療料

(1) 常勤の精神保健指定医の指定医証の写し

(2) 常勤の精神保健指定医の出勤簿（直近１か月分）

(3) 行動制限最小化に係る委員会の設置要綱及び議事録（直近３か月分）

(4) 精神科診療に携わる職員全てを対象とした、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、隔離拘束の早期解除及び危機予防のための介入技術等に関する研修会の実施状況が確認できる書類（本年度分及び前年度分）

○ 人工腎臓の注15に規定する腎代替療法診療体制充実加算

(1) 災害対応に係るマニュアル

(2) 災害時の情報伝達訓練に参加したことがわかる書類（本年度分及び前年度分）

(3) 「Ｃ１０２」在宅自己腹膜灌流指導管理料の算定回数がわかる書類（直近１年分）

(4) 腎移植に向けた手続きを行った患者数がわかる書類（直近１年分）

○ 下肢末梢動脈疾患指導管理加算

下肢末梢動脈疾患に関するリスク評価を行っていることが確認できる書類（３例）

○ 同種死体移植腎機械灌流保存

(1) 日本臓器移植ネットワークに登録された施設であることが確認できる文書

(2) 常勤の医師の出勤簿（直近１か月分）及び研修終了証

(3) 常勤の臨床工学技士の出勤簿（直近１か月分）、経験が確認できる書類及び研修終了証

○ 外科医療確保特別加算

(1) 対象手術の合計件数がわかる書類（前年１月～12月分）

(2) 常勤の医師の出勤簿（直近１か月分）及び経験が確認できる書類

(3) 当該手当を支給していることがわかる書類

○ 内視鏡手術用支援機器加算

(1) 対象手術の合計件数がわかる書類（前年１月～12月分）

(2) 常勤の麻酔科標榜医の出勤簿（直近１か月分）

(3) 当該機器の保守管理の計画

(4) 関連学会が行うレジストリに参加していることがわかる書類

○ 吸入麻酔又は静脈麻酔による深鎮静（声門上器具又は気管挿管による気道確保を伴わないもの）１（麻酔科標榜医が専従で実施する場合）

夜間及び休日を含む連絡体制並びに機器及び機材の設置に係る手順書

○ 輸血管理料Ⅰ

(1) 輸血部門の専任の常勤医師の出勤簿（直近１か月分）

(2) 輸血部門に臨床検査技師が常時配置されていることが確認できる書類

(3) 輸血部門に専従として配置されている常勤臨床検査技師の出勤簿（直近１か月分）

(4) 輸血用血液検査が常時実施できる体制が確認できる書類

(5) 輸血療法委員会の議事録（直近１年分）

○ 輸血管理料Ⅱ

(1) 輸血部門の常勤医師の出勤簿（直近１か月分）

(2) 輸血部門に専任の常勤臨床検査技師が配置されていることが確認できる書類（出勤簿等）（直近１か月分）

(3) 輸血用血液検査が常時実施できる体制が確認できる書類

(4) 輸血療法委員会の議事録（直近１年分）

○ 輸血適正使用加算

新鮮凍結血漿（ＦＦＰ）、赤血球濃厚液（ＭＡＰ）、血漿交換療法における新鮮凍結血漿（ＦＦＰ）の使用量、アルブミン製剤の使用量及び血漿交換療法におけるアルブミン製剤の使用量（各使用量（単位）、ＦＦＰ／ＭＡＰ比及びアルブミン／ＭＡＰ比）が確認できる書類（前年１月～12月分）

○ 麻酔管理料（Ⅰ）又は（Ⅱ）

(1) 常勤の麻酔科標榜医の許可証の写し

(2) 常勤の麻酔科標榜医の出勤簿（直近１か月分）

【麻酔管理料（Ⅱ）において、一部の行為を看護師が実施する場合】

(1) 当該届出に係る常勤看護師の出勤簿（直近１か月分）

(2) 当該届出に係る常勤看護師の研修修了証

○ 周術期薬剤管理加算

(1) 周術期薬剤管理に関するプロトコルが確認できる書類

(2) 薬剤の安全使用に関する手順書（マニュアル）

○ 病理診断管理加算１

病理診断を専ら担当する常勤医師の出勤簿（直近１か月分）

○ 病理診断管理加算２

(1) 病理診断を専ら担当する常勤医師の出勤簿（直近１か月分）

(2) 個別の剖検例について病理学的見地から検討を行うための会合（ＣＰＣ）を開催したことが確認できる書類（直近１年分）

○ 看護職員処遇改善評価料

(1) 救急用の自動車又は救急医療用ヘリコプターによる年間搬送件数が確認できる書類

(2) 当該評価料の算定額に相当する賃金の改善実績を証明する書類
(3) 届出している評価料区分の算出根拠となる書類
(4) 対象者からの当該評価料に係る賃金改善に関する照会に際して使用した書面

○ 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）

(1) 当該評価料の算定額に相当する賃金の改善の実績を証明する書類
(2) 対象者から当該評価料に係る賃金改善に関する照会に際して使用した書面

○ 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）

(1) 届出している評価料区分の算出根拠となる書類
(2) 当該評価料の算定額に相当する賃金の改善の実績を証明する書類
(3) 対象者から当該評価料に係る賃金改善に関する照会に際して使用した書面

○ 入院ベースアップ評価料

(1) 届出している評価料区分の算出根拠となる書類
(2) 当該評価料の算定額に相当する賃金の改善の実績を証明する書類
(3) 対象者から当該評価料に係る賃金改善に関する照会に際して使用した書面

○ 入院時食事療養／入院時生活療養

(1) 入院時食事療養及び入院時生活療養の食事の提供たる療養部門の指導者又は責任者である常勤の管理栄養士又は栄養士の出勤簿（直近１か月分）
(2) 特別食の食事せん（直近１か月分）
(3) 提供食数（日報、月報）、食事箋、献立表、患者入退院簿、食料品消費日計表等（直近１か月分）

【特別食加算を算定し嚥下調整食を提供する場合】

(4) 当該保険医療機関で提供する嚥下調整食の食形態の一覧
(5) 嚥下調整食に関わる管理栄養士、言語聴覚士、調理師等による試食会やカンファレンスの記録
(6) 嚥下調整食に係る責任者である管理栄養士及び嚥下調整食に関わる調理師等が受講した嚥下調整食のテクスチャーや調理方法等に関する実習を伴う研修の修了証

○ 特別の療養環境の提供に関する基準

(1) 特別の療養環境の提供を行っている病室が確認できる書類（一覧表等）
(2) 患者側の同意書（直近１か月分）

○ 保険外負担

患者側の同意書（直近１か月分）

○ その他の一般的事項

就業規則の写し